福利厚生のしおり

※令和6年11月末現在の事業内容を掲載しています。事業内容については、規則改正等により変更になることがあります。

1　年間事業計画について……（共済組合・互助会）1
2　共済組合員・互助会員の資格について ……（共済組合・互助会）2
3　保険証（組合員証等）・互助会員証について
　3－1　保険証（組合員証等）……（共済組合）3
　3－2　互助会員証 ……（互助会）3
4　被扶養者の認定等について
　4－1　被扶養者の認定要件……（共済組合）4
　4－2　認定の手続き……（共済組合）4
　4－3　認定取消の手続き ……（共済組合）5
5　各種給付について ……（共済組合・互助会）6
6　互助会のその他助成事業について
　6－1　長期会員慰労旅行助成事業……（互助会）12
　6－2　観戦チケット助成事業 ……（互助会）13
7　人間ドック・脳ドックを受けるとき ……（共済組合・互助会）14
8　貸付の申込みについて
　8－1　公立学校共済組合の貸付制度の概要 ……（共済組合）16
　8－2　互助会の貸付制度の概要 ……（互助会）24
9　教職員住宅について ……（福利課）28
10　公務・通勤上の災害を受けたとき ……（福利課）28
11　各種あっせん事業について ……（互助会）29
12　共催事業について ……（互助会）43
13　文化事業について ……（互助会）43
14　心とからだの健康相談について
　14－1　教職員のメンタルヘルス相談 ……（共済組合）44
　14－2　教職員電話健康相談24 ……（共済組合）47
　14－3　女性医師電話相談 ……（共済組合）47
　14－4　介護電話相談……（共済組合）47
15　ライフプランづくり ……（福利課・共済組合）48
16　退職したとき
　16－1　老齢厚生年金……（共済組合）49
　16－2　任意継続組合員 ……（共済組合）49
　16－3　退職慰労金 ……（互助会）49
17　共済組合の年金（長期給付）について……（共済組合）50
18　退職手当について（県職員及び県費負担教職員の場合）……（福利課）54
19　ホテルポートプラザちばについて ……（共済組合）58

一般財団法人　千葉県公立学校教職員互助会
公立学校共済組合千葉支部

1 年間事業計画について

共済組合厚生班　☎043-223-4121
互　助　会　☎043-223-4119

これらの事業は、共済組合員、互助会員及びその家族の健康増進、元気回復、文化・レクリエーション関係の事業です。有意義にご活用ください。（**太字**：令和７年度変更箇所）

[保健事業]

事　業　名	内　容	時期	実施団体		
			県	共済	互助
関東中央病院人間ドック	組合員に健診料を一部補助	**６～２月**		○	
人間ドック（指定医療機関）	組合員・会員と被扶養者に健診料を一部補助	〃		○	○
○50歳人間ドック	年度内に50歳になる組合員については、上限額内で健診料を補助	〃		○	
○60歳人間ドック	年度内に60歳になる会員に基本健診料を全額補助	〃			○
○勧奨退職者人間ドック	勧奨により退職見込の会員に基本健診料を全額補助	〃			○
関東中央病院脳ドック	35歳以上の組合員に健診料を一部補助	〃		○	
脳ドック（指定医療機関）	30歳以上の会員に健診料を一部補助（３年度に１回）	〃			○
脳ドック（指定年齢）	43・46・49・52・55・58歳の組合員に健診料を一部補助	〃		○	
血液検査	組合員（教育委員会等が実施する健康診断において血液検査を行う者）に、法定外項目の検査を受診時に併せて実施	通年		○	
大腸検診	30歳以上の組合員のうち希望者を対象に実施	〃		○	
胃検診	30歳以上40歳未満の組合員のうち希望者を対象に実施	〃		○	
子宮頸がん検診	女性組合員で、指定医療機関・集団検診車による検診の受診者又は30歳以上の人間ドック受診者にオプション補助として実施	通年（一部7～3月）		○	
乳がん検診	〃	〃		○	
骨粗しょう症検診	30・35・40・45・50・55・59歳の女性組合員のうち希望者を対象に実施	7～8, 1～2月		○	
前立腺がん検診	男性組合員で、教育委員会等が実施する健康診断において血液検査を行う者のうち希望者又は30歳以上の人間ドック受診者にオプション補助として実施	通年		○	
予防接種補助金	組合員・会員がインフルエンザの予防接種を受けた場合、年度内１回費用の一部を補助	〃		○	○
歯科健康診査	25・35・45・55・59歳の組合員を対象に実施	7～2月		○	

[厚生事業]

事　業　名	内　容	時期	実施団体		
			県	共済	互助
各種あっせん	会員に観劇、宿泊施設、遊園・レジャー施設、引越し、通信講座、ライフサポートサービス等の割引あっせん	通年			○
指定遊園・施設利用補助	組合員及びその被扶養者に指定施設利用料の一部又は全額を補助	〃		○	
福利厚生サービス	ベネフィット・ステーションの利用（各種セミナー、ウォーキンググランプリ等ベネフィット・ワン社と協同で実施）	通年		○	
退職者向け研修資料の掲載	年度末退職予定者に年金等退職前後の諸制度についての研修資料をホームページに掲載	11～3月	○	○	○
ポートプラザちば利用補助	組合員及びその被扶養者等がポートプラザちばで宿泊・宴会等を行った場合、その費用の一部を補助	通年		○	
宿泊保養施設利用補助	組合員及びその被扶養者に指定施設での宿泊料の一部を補助	〃		○	
長期会員慰労旅行助成	会員期間10年・20年・30年の会員に旅行券を配付	11月			○
観戦チケット助成	千葉県に本拠地を持つプロスポーツチームのホームゲーム観戦チケットを抽選により配付（会員負担金あり）	年４回			○
正月用品の割引あっせん	会員に正月用品を割引あっせん（学生協と共催）	12月			○
広報誌配付	組合員に「福利ちば」を配付	6・9 12・3 月		○	
	特認団体に「互助会だより」を配付	〃			○

事　業　名	内　　容	時期	実施団体		
			県	共済	互助
福利厚生事業の利用案内	組合員向けに「福利厚生事業の利用案内」を共済ホームページに掲載	通年		○	
教育日記帳配付	12月1日現在の会員に「ダイアリー」を配付	3月			○
アイリスプラン	私的年金、入院時の医療費補完及び日常事故の補償を目的とした保険のあっせん	10月頃募集		○	
福祉保険制度 (ファミリー年金・損害保険・ファミリー応援金)	年金収入の補完、休職・入院時等の損害補償を目的とする保険のあっせん及び在職時死亡者の遺族に5万円を給付	6～7月頃		○	
教職員こころの健康相談	県内の指定医療機関にて面接相談	通年		○	
教職員メンタルヘルスオンライン相談	臨床心理士等専門家とオンラインで相談	〃		○	
電話・面談メンタルヘルス相談	全国各地のカウンセリングルームでのカウンセリング	〃		○	
Web相談（こころの相談）	臨床心理士による、専用Webでのこころの相談	〃		○	
心ほっとサポート@公立学校共済	LINEを使用したメンタルヘルス相談に臨床心理士等がお答えします	〃		○	
教職員電話健康相談24	医師、保健師、看護師等、医療スタッフによる24時間対応の電話相談（専門医相談、小児救急相談を含む。専門医相談は予約制）	〃		○	
女性医師電話相談	女性医師による女性向けの電話相談（予約制）	〃		○	
介護電話相談	介護を受ける方、される方のための相談	〃		○	

[公益事業]

事　業　名	内　　容	時期	実施団体		
			県	共済	互助
公益文化事業	県内の公立学校を対象に公益文化事業を実施しています。	9～12月頃			○

2　共済組合員・互助会員の資格について

共済組合給付・年金班(給付担当) ☎043-223-4118
互　　助　　会 ☎043-223-4119

公立学校共済組合は、組合員の相互救済とその生活の安定、福祉の増進を図ることを目的として設立された組合であり、**一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会**は、教職員の教養を高めるとともにその生活の安定と福利の増進を図ること並びに千葉県内の教育文化及びスポーツの振興発展を図ることを目的とした団体です。

（公立学校共済組合…社会保険対象者）

（互助会…共済組合等の資格を取得と同時に申し込むことにより加入。ただし運営規則により、**臨時的任用職員、任期付採用職員等は除く。**）

組合員及び会員は、掛金・会費を支払うことにより、様々な給付を受けることができます。給付の内容等詳細については、このしおりとホームページを参照してください。

◆互助会費について

1　給料の月額の8/1000の額
　　内50％は退職慰労金として積み立て、
　　互助会資格喪失時に返還。

2　再任用職員である会員は、月額3,000円

※育児休業期間中・無給の病気休職期間中の会費は免除
（入った月から終了した月まで）

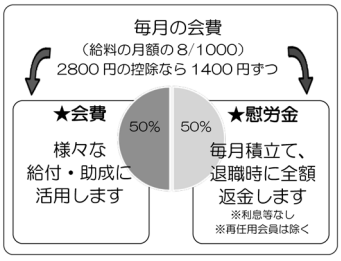

※給料の月額…給料月額＋教職調整額＋給料の調整額
　　月の初日時点の額（月の中途で会員資格を取得した場合は取得日時点）

※退職慰労金については、16-3 退職慰労金 P49参照

3 保険証（組合員証等）・互助会員証について

3-1 保険証（組合員証等）

共済組合給付・年金班(給付担当) ☎043-223-4118

令和６年12月2日に保険証（組合員証等）の発行は終了し、マイナ保険証（保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをいう。）を基本とする仕組みになりました。

公立学校共済組合員の資格を取得すると、右のような「資格情報のお知らせ」が交付されます。記載内容を確認し、大切に保管してください。（資格情報等については、マイナポータルからも確認できます。）

資格情報のお知らせ

① 公立学校共済組合○○支部
② 34XXXXXX

③ あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

記号	公立○○ ④	番号	XXXXXXXXX ⑤ （枝番）00 ⑥
氏名	共済 太郎 ⑦		
フリガナ	キョウサイ タロウ ⑧		
負担割合・発効年月日	3割 ⑨	令和 7年 1月 1日 ⑩	
有効期限	令和12年12月 1日 ⑪		
資格取得年月日	令和 6年12月 2日 ⑫		
交付年月日	令和 6年11月30日 ⑬		
保険者名	公立学校共済組合○○支部 ⑭		

⑮ スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －

⑯

⑰ マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

⑱ 下部を切り取ってご利用いただくこともできます
このお知らせのみでは受診できません！

資格情報のお知らせ
① 令和 6年11月 30日 発行
② 公立学校共済組合○○○支部
③ 34XXXXXX
記号 公立○○ ④ 番号 XXXXXXXXX ⑤ （枝番）00 ⑥
氏名 共済 太郎 ⑦
負担割合・発効年月日 3割 ⑨ 令和 7年 1月 1日 ⑩
有効期限 令和12年12月 1日 ⑪
資格取得年月日 令和 6年12月 2日 ⑫
交付年月日 令和 6年11月30日 ⑬
保険者名 公立学校共済組合○○支部 ⑭
受診の際にはマイナ保険証をお持ちで必要です

マイナ保険証への資格情報の連携は、千葉支部が資格取得届書を受理後、確認・登録処理を行います。

（注１）公務上の災害・通勤災害の場合は、公務災害申請の有無にかかわらず保険の適用ができません。また、公務外での交通事故等において、保険の適用を希望する場合は、共済組合に所要の届け出を行うことが要件となります。

（注２）マイナ保険証をお持ちでない組合員等については、「資格情報のお知らせ」と併せて「資格確認書」が交付されます。

（注３）令和6年12月1日時点で交付済みの有効な保険証（組合員証等）は、令和7年12月1日まで使用可能とする経過措置が設けられています。

3-2 互助会員証

互　助　会　☎043-223-4119

互助会の資格取得者には、会員証が交付されますので、加入の証として保有してください。各種あっせん事業等提示を求められる事業もあります。

◆互助会ホームページの閲覧に必要なパスワードが裏面に掲載されています。

※令和7年度に有効な会員証は<u>クリーム色</u>です。

会　員　証

見本

一般財団法人
千葉県公立学校教職員互助会

大切に保管してください。

（表）

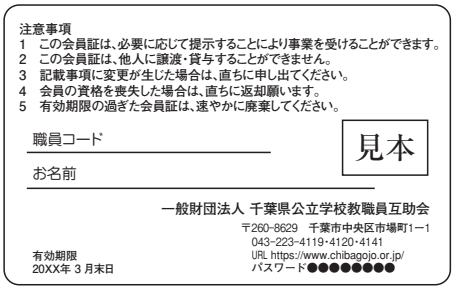

注意事項
1　この会員証は、必要に応じて提示することにより事業を受けることができます。
2　この会員証は、他人に譲渡・貸与することができません。
3　記載事項に変更が生じた場合は、直ちに申し出てください。
4　会員の資格を喪失した場合は、直ちに返却願います。
5　有効期限の過ぎた会員証は、速やかに廃棄してください。

職員コード

お名前

見本

一般財団法人 千葉県公立学校教職員互助会
〒260-8629　千葉市中央区市場町1ー1
043-223-4119・4120・4141
URL https://www.chibagojo.or.jp/
パスワード●●●●●●●●

有効期限
20XX年 3 月末日

（裏）

4 被扶養者の認定等について

共済組合給付・年金班（給付担当） ☎043-223-4118

「公立学校共済組合千葉支部ホームページ」参照

4-1 被扶養者の認定要件

共済組合員の被扶養者となるためには、1　身分関係　と　2　生計維持関係を満たしていることが必要です。また、3　住民票が国内にあること（留学等の例外あり）も必要です。

1　身分関係

被扶養者となるためには、組合員と一定の身分関係にあることが必要です。

〈被扶養者の範囲〉

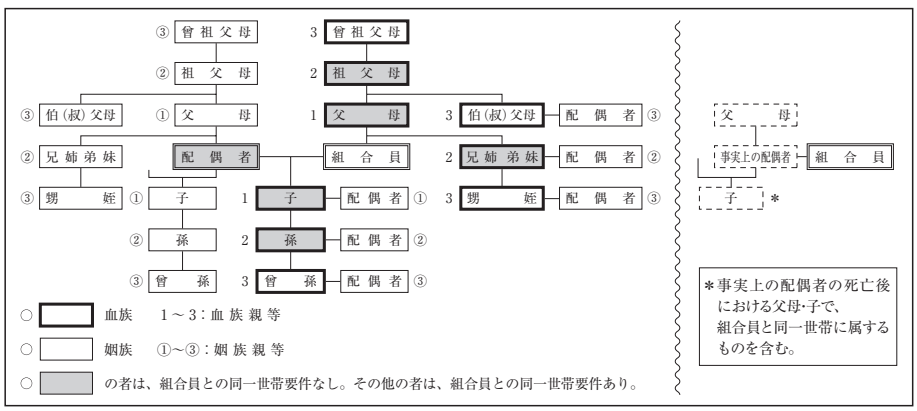

2　生計維持関係

被扶養者となるためには、生計の基礎を組合員におき、原則として組合員からその生活の資の主要な部分を得ていることが必要です。

ただし、以下のような方は被扶養者として認定できません。

（1）収入（遺族年金、個人年金、雇用保険等を含む）が年額130万円以上見込まれる者又は不安定収入で月額108,334円以上が3ヶ月継続する者

（ただし、障害を事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は満60歳以上の者は、給与収入と合算で年額180万円以上見込まれる者又は月額150,000円以上が3ヶ月継続する者）

※収入には通勤手当等も含まれ、扶養手当が認定されていても健康保険が取消となる場合があります。

（2）組合員以外の共同扶養者の収入が多い（1割以内は可）

※扶養手当が認定されていない場合、共同扶養者の方が収入が1割を超えて多い時は扶養替えとなります。毎月の収入額及び共同扶養者との収入比較は適宜確認して下さい。

4-2 認定の手続き

被扶養者としての事実が生じたら、速やかに認定申告してください。

30日以内に届け出たとき……事実が生じた日にさかのぼって認定

30日を過ぎて届け出たとき…所属所長が受理した日から認定

となります。ご注意ください。

認定申告は30日以内に！

被扶養者認定申告に係る必要書類一覧（下記必要書類のほかに、他の証明書類の提出を求める場合がある）

被扶養者の区分 ＼ 提出書類等		被扶養者認定・取消申告書	組合員との続柄を証するもの（戸籍謄本、抄本）	扶養事実申述書（別紙1）	市町村長発行の所得証明書	最新の年金額が分かるもの（年金証書・改定通知書・振込通知書など）	在職等証明書（別紙2）	在学証明書	送金関係申告書（別紙3）	住民票の写し	組合員及び共同扶養者の年間収入を示す書類
扶養手当該当者		○	（注2）							（注7）	
扶養手当非該当者	学校教育法に規定する学校の生徒（定時制・夜間・通信・留学生を除く） 130万円未満	○	○	○	○		○	○			○
	定時制・夜間・通信制の学生及び留学生 130万円未満	○	○	○	○		○		○	（注7）	○
	60歳以上の者 180万円未満	○	○	○	○	○	○		○	（注7）	○
	障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者 180万円未満										
	上記以外の者 130万円未満	○	○	○	○	○	○		○	（注7）	○
備　考		（注1）	（注10）		（注3,10）		（注4）	（注5）	（注6）		（注3,8,9）

（注）1　受付印（所属所等が受理した日）を押印すること。
2　重度心身障害者として扶養手当を受給している者は提出すること。
3　次の事例の場合は、所得証明書に加えて次の書類を提出すること。
(1) 会社退職等により認定申告をするときは、退職したことを証するもの。（退職辞令（証明書）・雇用保険受給資格者証の写し・社会保険資格喪失証明書等）
(2) 給与収入以外の収入（事業・不動産・農業・株・雑所得）がある場合は、最新の確定申告書及び収支内訳書の写し
株等の譲渡収入がある場合は、確定申告書及び収支内訳書の写しに加えて1年間の取引結果がわかるもの（年間取引報告書）を添付。年金受給者は、今後1年間の年金額が分かる書類（源泉徴収票は不可）の写し。
4　アルバイト・パートの給与収入がある場合、次の事項が記載されていること。
雇用契約の期間・賃金の支給形態（月給・日給・時給・その他）とその額・雇用契約期間中の賃金支給額及び賃金支給見込み額・勤務日と勤務時間
5　学生証不可。同居の場合は提出不要。
6　別居している者のみ
ATMの明細等、送金者（組合員）と受金者（被扶養者）の名前が明記されており、組合員が被扶養者に送金していることが明らかなものを添付。手渡し原則不可。
また、被扶養者の総収入の1/3以上の送金が必要。なお、他の者と共同して扶養している場合は、組合員の収入及び被扶養者への送金額が共同扶養者よりも多いことが必要。
学生の場合は在学証明書を提出することにより不要。
7　同居を要する者のみ（被扶養者の範囲図参照）
8　被扶養者が組合員の子等で共同扶養者がいる場合、今後1年間の収入比較を行うため次の書類を提出すること。双方とも公立学校共済組合員なら不要。
（他の扶養義務者が他支部の場合のみ資格情報のお知らせの写し、資格確認書の写し又はマイナポータルの資格情報画面を印刷したものを添付）
・組合員は源泉徴収票。源泉徴収票の収入金額と被扶養者認定時から向こう1年間の収入金額が同程度でない場合は、給与支払者作成や所属所長証明の給与支払見込証明書。（証明者の押印必須。非課税通勤手当等も含む）
・組合員が臨時的任用職員や会計年度任用職員等で、昨年と発令内容が異なる場合や昨年度から認定時にかけて組合員資格が途切れている場合は、現在発令されている辞令の期間の給与支払見込証明書必須。
・新規認定において、組合員が育児休業等の期間中で源泉徴収票の提出ができない場合は、給与支給見込証明書。（育児休業等に入っていない場合の支給見込み）
・共同扶養者は所得証明書必須。所得証明書の収入金額と被扶養者認定時から向こう1年間の収入金額が同程度でない場合は、所得証明書に加えて勤務先や給与支払者作成の給与支払見込証明書。（非課税通勤手当等も含む）
・組合員及び共同扶養者に給与収入以外の収入がある場合、注3(2)の書類。
・継続認定において、組合員が育児休業等の期間中である場合には、共同扶養者との収入比較書類に代えて育児休業等の発令の書類。
9　組合員の収入が多い等の理由で、共同扶養者側で認定不可となった場合、保険者発行の不認定通知を提出すること。
10　組合員との続柄を証するもの（戸籍謄本、抄本）及び所得証明書は被扶養者の要件を備えるに至った年月日以降に取得したもの又は被扶養者の要件を備えるに至った年月日から過去6か月以内に取得したものであること。
※　20歳以上60歳未満の配偶者の認定手続きをする際には、「第3号被保険者関係届」及び「基礎年金番号のわかる書類の写し」を提出すること。

● 継続認定

普通認定（扶養手当の支給対象者）の被扶養者が扶養手当を受けなくなったが、引き続き被扶養者とするときは、特別認定にかかる書類の提出が必要です。

4-3　認定取消の手続き

以下のような場合、被扶養者の資格を喪失しますので、速やかに取消の手続きを行ってください。取消手続きには、被扶養者取消申告書と該当する方の「①資格確認書」若しくは「②組合員証等」（①②は持っている場合のみ）のほか、下表の添付書類が必要です。
※②は、令和7年12月1日までの経過措置終了後は添付不要。

資格喪失の事実発生後に取消手続きをせずに保険証等を使用すると、医療費の返還が発生します

取消となる場合	添　付　書　類
扶養手当が取消になったとき	扶養手当が取消になったことがわかる書類
就職したとき（年額130万円、月額108,334円以上の収入を得ることが明らかなとき）（※1）	新しい健康保険の資格がわかる書類の写し　又は　就職の証明書
パート・アルバイト等の収入（不安定収入）が3ヶ月続けて月額108,334円以上（※1）であったとき	収入を明らかにする書類
事業等の収入が限度額を超えたとき	
雇用保険を日額3,612円以上を受給したとき（※2）	
年金の受給額が限度額を超えるとき	
他の者の被扶養者となったとき	扶養者がかわったことを証明する書類
同居を要件とする者が別居したとき	住民票の写し
離婚及び死亡したとき	その発生日がわかる書類
共同扶養の場合で他の扶養義務者の収入が組合員より１割以上多かったとき	他の扶養義務者の所得証明書（確定申告書の写）組合員の源泉徴収票

○75歳の誕生日を迎えた場合は、後期高齢者医療制度に加入するため、資格確認書や保険証（被扶養者証）を持っている場合は、返却してください。
※1　収入額には通勤手当等も含みます。年額180万円が上限の者にあっては、月額150,000円以上（例外あり。詳細は千葉支部HP確認。）
※2　年額180万円が上限の者にあっては、日額5,000円以上

5 各種給付について

共済組合給付・年金班（給付担当）☎043-223-4118
互　　助　　会 ☎043-223-4119

組合員及び会員は、掛金・会費を払うことにより、P7 ～ P12のような給付を受けることができます。詳細は以下をご参照ください。

共済組合「公立学校共済組合千葉支部ホームページ」

互助会　「千葉県公立学校教職員互助会ホームページ」

なお、請求書に旧姓は使用できません。戸籍上の氏で請求してください。

また、互助会の「被扶養者」とは、公立学校共済組合の被扶養者及びこれと同一の認定基準によって会員の被扶養者として認定された者をさします。

給付の時効について

給付には時効があります。請求書の提出が遅れ時効になった場合には、給付を受けることができません。請求書は速やかに提出しましょう。

共済組合　短期給付　2年　　互助会　給　付　3年
長期給付　5年

なお、**互助会の「時効3年」**は「事実が発生した日から**互助会に書類が到着した日**」までとなりますので、速やかに提出してください。

（例）

事実発生日 令和７年12月25日の場合、時効は令和10年12月25日となります。そのため時効の前日までに互助会に書類が到着していないと給付できません。

給付種別		時効の起算日
公立学校共済組合	療養費 家族療養費	組合員が医療機関等に療養の費用を支払った部分についてその支払った日の翌日
	移送費 家族移送費	組合員が移送に要した費用を支払った部分についてその支払った日の翌日
	高額療養費	組合員が医療機関等に支払った一部負担金又は療養の費用のうち、高額療養費の支給にかかる部分について、その支払った日の翌日
	傷病手当金 出産手当金 休業手当金 介護休業手当金	それぞれ勤務に服することができない日ごとに、その翌日
	育児休業手当金	勤務に服さなかった日ごとに、その翌日
	その他短期給付 （出産費・埋葬料、災害見舞金等） 長期給付	給付事由が生じた日の翌日
互助会給付金		給付事由が生じた日

短期給付金一覧

給付種別			給付事由	給付額又は給付割合	提出書類	担当
病気になったり、負傷したとき（公務外に限る）	組合員	療養の給付	病院等で診療を受けたとき	総医療費に7割を乗じて得た額。	保険証等※の提示 →現物給付 (※)なお、公務・通勤中のケガについては、公務災害申請の有無にかかわらず、保険証等※は使用できません。	共済（給付・年金班）
		一部負担金払戻金		定率負担額（総医療費の2割～3割）から、高額療養費（支給がある場合）及び基礎控除額を控除して得た額（100円未満切捨） 所得区分（標準報酬月額）　基礎控除額 ア（830,000円以上）　50,000円 イ（530,000以上～830,000円未満）　50,000円 ウ（280,000以上～530,000円未満）　25,000円 エ（280,000円未満）　25,000円 オ（低所得者・住民税非課税者）　25,000円 （※1）基礎控除額は、所得区分に応じて異なる。 （※2）公費助成が適用される場合、取扱いが異なる。	○保険証等※の提示 →現金給付（自動給付） ○保険証等※の提示なし →現金給付 「療養費・一部負担金払戻金、家族療養費・同附加金、高額療養費請求書」により請求	
	被扶養者	家族療養費		総医療費に、以下の給付割合（※1）を乗じて得た額。 （75歳に達する日後は、後期高齢者医療制度の適用となるため対象外。） ○生後から義務教育就学前まで：8割 ○義務教育就学後から70歳に達する日の属する月まで：7割 ○70歳に達する日の属する月の翌月以後75歳に達する日まで ・一定以上所得者：7割 ・上記以外の者：8割 （※1）給付割合は、年齢区分等に応じて異なる。	保険証等※の提示 →現物給付	
		家族療養費附加金		一部負担金払戻金と同じ	○保険証等※の提示 →現金給付（自動給付） ○保険証等※の提示なし →現金給付 「療養費…一部負担金払戻金、家族療養費・同附加金、高額療養費請求書」により請求	
	組合員・被扶養者　共通	高額療養費（療養の給付・家族療養費分）	病院等で、ひと月に支払った一部負担金等の額が高額となったとき	定率負担額（総医療費の2割～3割）から、以下の高額療養費自己負担限度額を控除して得た額。 「●70歳未満の高額療養費自己負担限度額」所得区分（標準報酬月額）（※1） 高額療養費自己負担限度額 ア（830,000円以上） 252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% イ（530,000円以上～830,000円未満） 167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% ウ（280,000円以上～530,000円未満） 80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% エ（280,000円未満） 57,600円 オ（低所得者・住民税非課税者） 35,400円 「●70歳以上の高額療養費自己負担限度額」 所得区分：一般 高額療養者自己負担限度額：世帯単位（外来＋入院）：57,600円（多数回該当）44,400円／個人単位（外来）：18,000円（年間上限）144,000円 （※1）高額療養費自己負担限度額は、所得区分に応じて異なる。 （※2）一定以上所得者、低所得者の自己負担限度額については割愛しています。	○保険証等※及び限度額適用認定証等の提示→現物給付 ○保険証等※のみ提示 →現金給付（自動給付） ○保険証等※の提示なし→現金給付 「療養費・一部負担金払戻金、家族療養費・同附加金、高額療養費請求書」により請求	
			特定疾病療養認定者が、病院等で特定疾病にかかる療養を受け、ひと月に支払った額が基準額を超えるとき	定率負担額（総医療費の2割～3割）から、以下の高額療養費自己負担限度額を控除して得た額。 特定疾病療養認定者の高額療養費自己負担限度額 ○人工腎臓を実施している慢性腎不全の療養者（※1） 上記ア～イに該当する者：20,000円 上記ウ～オに該当する者：10,000円 ○血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第8因子障害または先天性血液凝固第9因子障害（血友病）の者：10,000円 ○抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の者：10,000円 （※1）高額療養費自己負担限度額は、所得区分に応じて異なる。	保険証等※及び特定疾病療養受療証（マイナ保険証を持っていない場合のみ）の提示 →現物給付	

※マイナ保険証、資格確認書、組合員証及び被扶養者証（令和6年12月1日時点で交付済みの有効な証は、令和7年12月1日まで使用可能）のことをいう。

給付種別			給付事由	給付額又は給付割合	提出書類	担当
病気になったり、負傷したとき（公務外に限る）	組合員・被扶養者共通	療養費	やむを得ない事情により、保険証等※を使用しないで病院等で診療を受けたとき	療養に要した費用（保険点数表に基づく算定額）に、以下の給付割合（※1）を乗じて得た額。 ○生後から義務教育就学前まで：8割 ○義務教育就学後から70歳に達する日の属する月まで：7割 ○70歳に達する日の属する月の翌月以後75歳に達する日まで ・一定以上所得者：7割 ・上記以外の者：8割 （※1）給付割合は、年齢区分等に応じて異なる。	○請求書による請求 →現金給付 「療養費・一部負担金払戻金、家族療養費・同附加金、高額療養費請求書」 ・診療報酬明細書 ・領収書等	共済（給付・年金班）
		療養費一部負担金払戻金 家族療養費 家族療養費附加金 療養費・家族療養費の高額療養費	海外で療養を受けたとき	海外で支払った医療費（実費）と、海外で受けた医療内容を日本の健康保険制度の保険診療を標準として算定した額とで比較し、低い方の金額に給付割合（※）を乗じて得た額。 （※）給付割合は、年齢区分等に応じて異なる。その内容は上記に同じ。	○請求書による請求→現金給付 「療養費・一部負担金払戻金、家族療養費・同附加金、高額療養費請求書」 ・診療内容明細書（日本語翻訳付） ・領収明細書（日本語翻訳付） ・領収書（原本） ・海外に渡航した事実を証する書類の写し ・同意書	
			柔道整復師の施術を受けたとき	厚生労働省が定めた基準による算定額に、給付割合（※）を乗じて得た額。 （※）給付割合は、年齢区分等に応じて異なる。その内容は上記に同じ。	受領委任払い （（社）柔道整復師会に請求を委任する「柔道整復施術療養費申請書」に記載→現物給付）	
		療養費 海外療養費 移送費・家族移送費	あんま・マッサージ、はり、きゅうを医師の指示により受けたとき	厚生労働省が定めた基準による算定額に、給付割合（※）を乗じて得た額。 （※）給付割合は、年齢区分等に応じて異なる。その内容は上記に同じ。	○請求書による請求→現金給付 「療養費・一部負担金払戻金、家族療養費・同附加金、高額療養費請求書」 ・「療養費申請書」・医師の「同意書」・領収書	
			医師が治療上必要と認めた関節用装具、コルセット、小児弱視等治療用眼鏡等の治療用装具を購入したとき	厚生労働省が定めた基準による算定額に、給付割合（※）を乗じて得た額。 （※）給付割合は、年齢区分等に応じて異なる。その内容は上記に同じ。	○請求書による請求→現金給付 「療養費・一部負担金払戻金、家族療養費・同附加金、高額療養費請求書」 ・医師の証明書又は診断書ほか ・領収書	
			移送を必要とし、組合が承認したとき	最も経済的な経路・方法等による実費相当額	「移送費・家族移送費請求書」（移送を必要とする医師の意見書を含む） ・移送に要した費用の領収書（原本） ・その他必要と認める書類	
		入院時食事療養費	療養の給付と併せて食事療養を受けたとき	食事療養に要した費用から、厚生労働省が定める食事療養標準負担額を控除した額。	○保険証等※の提示 →現物給付 --- ○保険証等※の提示なし →現金給付 「療養費・一部負担金払戻金、家族療養費・同附加金、高額療養費請求書」	
		訪問看護療養費・家族訪問看護療養費	指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合において、組合が必要と認めるとき	厚生労働省の定める基準により算定した費用の額から、その額に、以下の給付割合（※1）を乗じて得た額。 ○生後から義務教育就学前まで：8割 ○義務教育就学後から70歳に達する日の属する月まで：7割 ○70歳に達する日の属する月の翌月以後75歳に達する日まで ・一定以上所得者：7割 ・上記以外の者：8割 （※1）給付割合は、年齢区分等に応じて異なる。	○保険証等※の提示 →現物給付	
		保険外併用療養費	保険診療と保険外診療を併用して受けるとき。ただし、保険外診療は、厚生労働大臣が定める「評価療養」又は「選定療養」に限る。			
		入院時生活療養費	65歳以上の組合員が、療養病床に入院したとき	生活療養に要した費用から、厚生労働省が定める生活療養標準負担額を控除した額		

※マイナ保険証、資格確認書、組合員証及び被扶養者証（令和6年12月1日時点で交付済みの有効な証は、令和7年12月1日まで使用可能）のことをいう。

<table>
<tr><th colspan="3">給付種別</th><th>給付事由</th><th>給付額又は給付割合</th><th>提出書類</th><th>担　当</th></tr>
<tr><td rowspan="10">病気になったり、負傷したとき（公務外に限る）</td><td rowspan="10">組合員・被扶養者　共通</td><td rowspan="7">高額介護合算療養費</td><td rowspan="7">医療費の一部負担金と介護保険の利用者負担額の年間の合計額が著しく高額になるとき</td><td>8月から翌年7月までの1年間の医療費自己負担額と介護保険の利用者負担額の年間合計から、高額介護合算療養費制度の自己負担限度額を控除して得た額。
<table><tr><td rowspan="2">所得区分
（標準報酬月額）</td><td colspan="2">高額介護合算療養費制度の自己負担限度額（医療保険+介護保険）</td></tr><tr><td>※1（70～74歳）</td><td>（70歳未満）</td></tr><tr><td>830,000円以上</td><td>212万円</td><td>212万円</td></tr><tr><td>530,000以上～830,000円未満</td><td>141万円</td><td>141万円</td></tr><tr><td>280,000以上～530,000円未満</td><td>67万円</td><td>67万円</td></tr><tr><td>280,000円未満</td><td>56万円</td><td>60万円</td></tr><tr><td>低所得者Ⅱ及び低所得者</td><td>31万円</td><td>34万円</td></tr><tr><td>低所得者Ⅰ</td><td>19万円</td><td>－</td></tr></table>（※1）最終的な医療費自己負担額は、一部負担金払戻金等がある場合、当該額を控除して得た額。
（※2）75歳以上の方については、後期高齢者医療制度適用のため対象外。
（※3）上記の年齢区分は介護保険被保険者の年齢。</td><td>○請求書による請求
→現金給付
「高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」</td><td rowspan="7">共　済
（給付・年金班）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入院費補助金</td><td>【組合員】会員又は会員の被扶養者が入院し、保険証等※を使用したとき</td><td rowspan="3">会員　　1日 500円
被扶養者　1日 300円
事業年度内を通算して180日まで
（地方自治体等からの補助（公費負担）がある場合や公務災害、第三者加害行為による場合は、給付対象外）</td><td>自動給付</td><td rowspan="3">互助会</td></tr>
<tr><td>【組合員】会員又は会員の被扶養者が入院し、保険証等※を使用しなかったとき</td><td rowspan="2">入院費補助金請求書
〔医療機関の証明又は領収書を添付〕</td></tr>
<tr><td>【組合員以外※】会員又は会員の被扶養者が入院したとき
※特認団体に所属する方、再任用短時間勤務の方（任意継続組合員を含む）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">出産したとき</td><td>出産費</td><td>組合員が出産［妊娠4か月（85日）以上の死産・流産を含む。］したとき</td><td>産児ごとに500,000円（令和5年3月31日以前の出産については420,000円）
産科医療補償制度未加入の場合、産児ごとに488,000円（令和5年3月31日以前の出産については408,000円）</td><td rowspan="4">「出産費・同附加金、家族出産費・同附加金請求書」
・直接支払制度に係る医療機関との合意文書の写し
・医療機関から交付される分娩費用明細書の写し
・産科医療補償制度対象分娩に係る記載がある領収書等の写し</td><td rowspan="2">共　済
（給付・年金班）</td></tr>
<tr><td>同附加金</td><td>出産費を支給するとき</td><td>産児ごとに50,000円</td></tr>
<tr><td>家族出産費</td><td>組合員の被扶養者が出産［妊娠4か月（85日）以上の死産・流産を含む。］したとき</td><td>産児ごとに500,000円（令和5年3月31日以前の出産については420,000円）
産科医療補償制度未加入の場合、産児ごとに488,000円（令和5年3月31日以前の出産については408,000円）</td><td rowspan="2">共　済
（給付・年金班）</td></tr>
<tr><td>同附加金</td><td>家族出産費を支給するとき</td><td>産児ごとに50,000円</td></tr>
<tr><td>出産見舞金</td><td>会員又は会員の被扶養者が出産したとき</td><td>産児ごとに 10,000円</td><td rowspan="3">・出産見舞金等請求書
＜死産等の請求＞
妊娠84日（3ヶ月）以下
→妊婦健康診断補助金のみ
妊娠85日（4ヶ月）以上
→出産見舞金
妊婦健康診断補助金
・母子手帳等出産等の事実が証明されている書類の写し又は請求書の証明欄への証明</td><td rowspan="3">互助会</td></tr>
<tr><td>妊婦健康診断補助金</td><td>会員又は会員の被扶養者が妊娠し、妊婦健康診査等を受けたとき</td><td>妊娠1回につき 6,000円</td></tr>
<tr><td>育児補助金</td><td>会員又は会員の被扶養者が出産した子を育てるとき</td><td>産児ごとに 16,000円</td></tr>
</table>

※マイナ保険証、資格確認書、組合員証及び被扶養者証（令和6年12月1日時点で交付済みの有効な証は、令和7年12月1日まで使用可能）のことをいう。

給付種別		給付事由	給付額	提出書類	担　当
死亡したとき	埋葬料	組合員が死亡したとき(ただし、公務によらない場合)	50,000円 ただし、被扶養者以外の者が埋葬を行ったときは、実際に埋葬に要した費用を支給する。 (50,000円以内)	「埋葬料・同附加金請求書」 ・埋葬許可証又は火葬許可証等の写し ・請求者名義の通帳の写し ※被扶養者以外の者が請求するときは、埋葬に要した費用の明細書及び領収書の写しを添付。	共　済 (給付・年金班)
	同附加金	埋葬料を支給するとき	25,000円		
	家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき	50,000円	「家族埋葬料・同附加金請求書」 ・埋葬許可証又は火葬許可証等の写し	共　済 (給付・年金班)
	同附加金	家族埋葬料を支給するとき	25,000円		
	弔慰金	会員が死亡したとき	300,000円 (再任用会員50,000円)	・弔慰金請求書 ・死亡の事実を証明する書類(死亡診断書,埋葬許可証,火葬許可証等の写し)	互助会
		会員の被扶養者が死亡したとき	30,000円 (再任用会員の被扶養者25,000円)		
	遺児給付金	年度末満年齢が18歳以下の被扶養者のいる会員が死亡したとき	(18−年齢※)×50,000円+200,000円 ※会員死亡時の遺児の年齢	・遺児給付金請求書 ・対象遺児の戸籍謄本等の写し ・送金先の指定金融機関がわかるものの写し	互助会
非常災害にあったとき	弔慰金	組合員が水震火災その他非常災害により死亡したとき	標準報酬月額	「弔慰金請求書」 ・非常災害により死亡したことについての市町村長又は警察署長の証明書 ・遺族の順位を証明する書類(遺族共済年金請求書類と併用)等	共　済 (給付・年金班)
	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他非常災害により死亡したとき	標準報酬月額×0.7	「家族弔慰金請求書」 ・弔慰金と同様の書類	共　済 (給付・年金班)
	災害見舞金	組合員が水震火災その他非常災害により住居又は家財に1/3以上の損害を受けたとき (「非常災害」には、盗難は含まない。)	災害の程度に応じて標準報酬月額の0.5月分～3月分の範囲内	「災害見舞金請求書」 ※共済・互助会それぞれの請求書 ・り災証明書 ※請求書証明欄記載時は不要 ・り災見取り図 (家屋の平面図) ※共済用は、請求書の裏面 ・家財のり災状況報告書 ・被害状況のわかる写真 ・領収書(又は見積書)等	共　済 (給付・年金班)
	災害見舞金	会員が水震火災その他の非常災害によってその住居又は家財に1/3以上の損害を受けたとき	災害の程度に応じて ただし、激甚災害により損害を受けたときは、り災証明書の内容に応じて ※詳細は互助会ホームページを参照		互助会
休職・欠勤又は退職したとき	傷病手当金	組合員が公務によらない病気又は負傷で勤務できないため報酬が減額されたとき	標準報酬日額×2/3×日数 [1年6月間(結核性の病気は3年間)の範囲内で支給] ※週休日(土・日)は支給対象外 ※報酬が支給されているとき又は障害厚生年金等が支給されているときは、その額を控除する。	「傷病手当金請求書」 ・辞令の写し ・出勤簿の写し ※請求書等は、暦上の1か月を単位に1組として提出すること。	共　済 (給付・年金班)
	同附加金	傷病手当金の支給期間が満了したとき	傷病手当金と同額を支給する (傷病手当金の支給が満了した日の翌日から6月間の範囲内で支給。)	「傷病手当金附加金請求書」 ・辞令の写し ・出勤簿の写し ※傷病手当金に同じ	
	出産手当金	出産のため報酬の全部又は一部を受けなくなったとき	標準報酬日額×2/3×日数 出産の日以前42日(多胎妊娠にあっては98日) 出産の日後56日 ※週休日(土・日)は、支給対象外	「出産手当金請求書」 ・出産についての医師又は助産師の証明書 ・辞令の写し	共　済 (給付・年金班)
	休業手当金	病気以外の事由で欠勤し報酬を受けなくなったとき	標準報酬日額の50%×欠勤日数 ※欠勤日数には、週休日は含まない。 (給料支給対象日のみ) 条件によって日数に限度あり	「休業手当金請求書」 ・出勤簿の写し ・休暇事由及び報酬が確認できる書類 ・給与支払明細書の写し ※請求書は暦上の1か月を単位に1組として提出すること。	共　済 (給付・年金班)

<table>
<tr><th colspan="2">給付種別</th><th>給付事由</th><th>給付額</th><th>提出書類</th><th>担　当</th></tr>
<tr><td rowspan="2">休職したとき</td><td>長期療養者見舞金</td><td>会員が基準日に休職をしていたとき
※基準日(4/1又は10/1)時点、右の事由に該当する場合に請求</td><td>1 結核及び公務災害による休職者　10,000円
2 給料月額の100分の80を支給される病気休職者　20,000円
3 給与を支給されない病気休職者であって公立学校共済組合等から傷病手当金又は傷病手当金附加金を支給される方　50,000円
4 給与を支給されない病気休職者であって公立学校共済組合等から傷病手当金又は傷病手当金附加金を支給されない方　150,000円</td><td>長期療養者見舞金請求書</td><td>互助会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">看護休暇を取得したとき</td><td>介護休業手当金</td><td>組合員が家族を介護するため介護休業(看護休暇)を取得したとき</td><td>(標準報酬日額×67/100)×各月の休業日数−控除額
※休業日数には、休日は含まない。
※休業中に支払われた報酬の額は、給付額から控除する。
※時間単位、半日単位での取得したものは支給しない。
※下線の部分の金額に上限額がある。
<table><tr><th>期間</th><th>給付上限相当額</th></tr><tr><td>令和4年8月～令和5年7月</td><td>15,266円</td></tr><tr><td>令和5年8月～令和6年7月</td><td>15,513円</td></tr><tr><td>令和6年8月～</td><td>15,778円</td></tr></table>※給付上限相当額は、67%で算出</td><td>「介護休業手当金請求書」(控除額算出シート含む)
・看護休暇申請書等の写し
・出勤簿の写し
・給与支払明細書の写し
※請求書等は、暦上の1か月を単位に1組として提出すること。</td><td>共済(給付・年金班)</td></tr>
<tr><td>看護休暇給付金</td><td>会員が看護(介護)休暇を取得したとき</td><td>7,000円×(看護休暇のために勤務に従事しなかった日数)
年度内を通算して120日を超えない日数
※公立学校共済組合等による介護休業手当金等の支給対象期間は、年度内支給日数120日から除算する。
※看護休暇を取得している間は、2年度目以降も請求可能。</td><td>・看護休暇給付金請求書
・看護休暇申請書等の写し
・看護休暇承認(申請)期間表の写し
・出勤簿の写し
※暦上の1か月を単位に1組として提出すること。</td><td>互助会</td></tr>
<tr><td>育児休業を取得したとき</td><td>育児休業手当金</td><td>育児休業を取得したとき</td><td>支給額=給付日額×給付日数(土日除く)
給付日額は、育児休業により勤務に服さなかった期間につき、(1)または(2)の額
(1)(標準報酬月額×1/22×0.67)×日数
育児休業開始日から180日間に限る
(2)(標準報酬月額×1/22×0.5)×日数
育児休業開始日から181日目以降
なお、上記(1)、(2)の給付日額が、給付上限相当額を超過する場合は、下記の給付上限相当額を給付日額とする。
<table><tr><th>期間</th><th>給付上限相当額</th></tr><tr><td>令和4年8月～令和5年7月</td><td>(1)13,878円
(2)10,356円</td></tr><tr><td>令和5年8月～令和6年7月</td><td>(1)14,097円
(2)10,520円</td></tr><tr><td>令和6年8月～</td><td>(1)14,334円
(2)10,697円</td></tr></table></td><td>(1)育児休業を開始した場合
ア「育児休業手当金請求書」
イ 育児休業の「辞令」または「育児休業承認通知書」の写し
(2)育児休業手当金の支給期間が変更になった場合
ア「育児休業手当金変更請求書」
イ 育児休業の「辞令」または「育児休業変更承認通知書」の写し
ウ 総務省令で定める期間延長事由又は、パパママ育休プラスによる変更の場合はそれを確認できる書類</td><td>共済(給付・年金班)</td></tr>
<tr><td>結婚したとき</td><td>結婚祝金</td><td>会員が結婚したとき(内縁関係を含む)</td><td>40,000円
(令和5年度以降、会員期間を通算して1回のみの給付)</td><td>・結婚祝金請求書
・婚姻届受理証明書等(写し可)
※事実婚の場合
→所属長の証明　他</td><td>互助会</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">給付種別</th><th>給付事由</th><th>給付額</th><th>提出書類</th><th>担　当</th></tr>
<tr><td rowspan="4">その他の給付</td><td>入学祝金</td><td>会員の被扶養者が小学校(特別支援学校の小学部)に入学したとき</td><td>10,000円</td><td>・入学祝金請求書</td><td>互助会</td></tr>
<tr><td>予防接種補助金</td><td>会員がインフルエンザの予防接種を受けたとき
※年度内1回に限り給付</td><td><table><tr><th>共済組合加入</th><th>互助会加入</th></tr><tr><td>1,000円上限</td><td>1,000円上限</td></tr></table>例)　互助会のみ加入　接種料金　1,520円(税抜)
の場合互助会からの給付額　1,000円
(共済組合からの給付なし)</td><td>・予防接種補助金請求書
・領収書
(接種の名称・受診者名・受診日・料金がわかるもの)</td><td>互助会
・
共　済
(厚生班)
(麻しんの補助は令和5年度で終了しました)</td></tr>
<tr><td>福祉施設利用補助金</td><td>会員又は会員の被扶養者が下記の対象施設★を利用したとき</td><td>1泊(1,000円以上の支払)につき、1,000円
(連泊時2泊まで)
※出張・研修等、旅費が支給される場合
(公務による宿泊)は対象外</td><td>・福祉施設利用補助金請求書
・領収書
(宿泊者氏名・年月日・人数・単価・日数等が明記されたもの)</td><td rowspan="2">互助会</td></tr>
<tr><td colspan="5">★福祉施設利用補助金の対象施設
◆千葉県公立学校教職員互助会　指定施設
<table><tr><th>No.</th><th>施　設　名</th><th>電話番号</th><th>施設所在地</th></tr><tr><td>1</td><td>ホテルプラザ菜の花</td><td>043-222-8271</td><td>千葉市中央区長洲1-8-1</td></tr><tr><td>2</td><td>オークラ千葉ホテル</td><td>043-248-1111</td><td>千葉市中央区中央港1-13-3</td></tr><tr><td>3</td><td>国民宿舎　サンライズ九十九里</td><td>0475-76-4151</td><td>山武郡九十九里町真亀4908</td></tr><tr><td>4</td><td>ホテル　一宮シーサイドオーツカ</td><td>0475-42-6411</td><td>長生郡一宮町一宮10000</td></tr></table>◆全国教職員互助団体協議会　指定旅館・互助団体直営施設
指定旅館等については、『旅のとも（チラシ）』や全教互指定旅館ホームページ『旅のともjp』でご確認ください。</td></tr>
</table>

6　互助会のその他助成事業について

互　助　会　☎043-223-4119

6-1　長期会員慰労旅行助成事業

4月1日現在で互助会員期間※が、10・20・30年間の会員に10,000円又は20,000円の旅行券を配付します。8月頃送付の所属宛て文書で確認してください。

※資格停止期間については除算します。

6-2 観戦チケット助成事業

千葉県に本拠地を持つプロスポーツチームのホームゲーム観戦チケットを抽選により配付します。（会員負担金あり。）

1　募集競技

野球、サッカー、バスケットボール、ラグビー等

2　対象者

互助会員（再任用会員を含む）

3　申込方法

互助会ホームページに設置する専用応募フォームから期間内に申し込んでください。
会員証裏面に掲載のパスワードでログインが必要です。
※紙や電話、FAXでの受付は行いません。
※募集締め切り後のキャンセルはできません。

4　当選発表

応募多数の場合は抽選を行います。
抽選結果は、当選した方のみにメールでお知らせします。

5　会員負担金

当選後の観戦キャンセルや贈与防止のため、会員負担金を設けています。
※会員負担金は返金できません。
・1席につき1,000円
・チケット発送に係る送料（簡易書留460円）
（例）1組5席の場合：5,000円＋チケット発送料460円
※5席を4名以下で利用する場合でも、利用人数による減免はできません。
（負担金額は5,460円となります。）

6　その他

・会員資格の基準日や、募集日程・人数・座席の種類等は、募集の都度、お知らせします。
・応募状況やチケットの手配状況によっては、追加募集を行う場合があります。

最新情報は互助会ホームページ、互助会公式Xで確認してください。

【互助会ホームページ】
https://www.chibagojo.or.jp/

【互助会公式X】
ID：@chibagojo

7 人間ドック・脳ドックを受けるとき

共済組合厚生班　☎043-223-4121
互　助　会　☎043-223-4119

1　人間ドック

――共済組合・互助会――

人間ドックについては、共済組合・互助会で補助を実施しています。

令和7年度から**補助対象期間（受診券有効期限）を6月1日～2月末日まで**とし、**全年齢を補助の対象**とします。○加入－未加入

項　　目	本人の加入状況及び補助額 / 対象者	共済組合 5,000円 【受診券を当日持参】	互助会（事後請求） 本　　人：15,000円 被扶養者：5,000円 【後日、請求書を提出】	補助額計（共済・互助会）
指定医療機関 人間ドック 1日（日帰り） コース	本　　人	○	○	20,000円
		○	－	5,000円
		－	○	15,000円
	令和7年（2025）年度中に50歳になる共済組合員（昭50.4.2～昭51.4.1生まれ）	○	※1	45,000円を限度（消費税を除く）
	令和7年（2025）年度中に60歳（昭40.4.2～昭41.4.1生まれ）又は勧奨による退職見込み※2の互助会員	○	○※2 （基本健診料－共済補助額）	基本健診料全額（消費税を除く）
	被扶養者	○	○	10,000円
		○	－	5,000円
		－	○	5,000円

※1　**50歳人間ドック補助対象の共済組合員は、互助会からの補助はありません。**
※2　勧奨による退職見込みの方が補助を受けた後、年度末に退職されない場合は、補助が取消しとなります。

――共済組合――

項　　目	対　象　者	自己負担額
関東中央病院 人間ドック （1日（日帰り）） （1泊2日）	令和7年4月1日現在 共済組合員本人 1　　日：150人/年 1泊2日：130人/年	1　　日：20,160円（税込） 1泊2日：20,500円（税込） ※基本健診料 1　　日：45,760円（税込） 1泊2日：60,500円（税込）

2　人間ドックオプション補助

――共済組合――

項　　目	対　象　者	補　助　額
子宮頸がん検診	人間ドック受診者のうち、希望する共済組合員	1項目につき3,000円を限度（消費税を除く）
乳がん検診(超音波又はマンモグラフィ)		
前立腺がん検診		1項目につき2,000円を限度（消費税を除く）

（注）子宮頸がん・乳がん検診及び前立腺がん検診については、共済組合が実施する他の検診との併用はできません。
（注）乳がん検診については、超音波又はマンモグラフィのどちらか1項目のみ補助となります。
（注）自己負担額は、人間ドックを受診する医療機関により異なります。

人間ドック受診の流れ

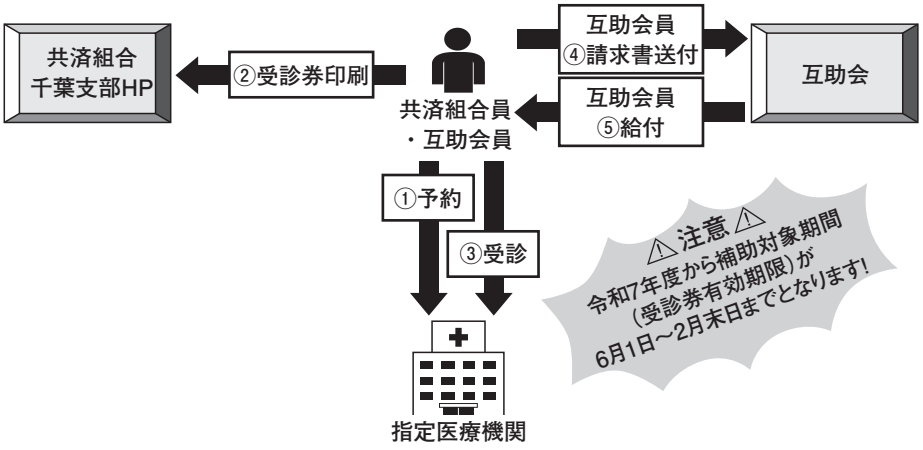

例）基本健診料45,000円の病院で１日人間ドックを受診した場合
（消費税10％を加算した人間ドック料金は49,500円）

① 指定医療機関を予約する。
②「人間ドック受診券」を公立学校共済組合千葉支部ホームページから印刷する。
（千葉支部ホームページ＞組合員専用ページ＞様式集＞厚生関係）
③ 健診当日、②で印刷した「人間ドック受診券」・健康保険の資格情報が確認できるもの（資格確認書等）を持参し受診。
共済組合補助額5,000円を除いた44,500円を医療機関に支払う。
④「人間ドック補助金請求書」を互助会ホームページから印刷する。
（互助会ホームページ＞現職会員の方へ＞様式・記入例）
印刷した「人間ドック補助金請求書」に領収書を添付し、互助会に請求する。
⑤ 互助会から指定口座に15,000円が振り込まれる。（消費税4,500円を含む残額は自己負担）
※互助会への請求は**事後請求**です。請求漏れがないようご注意ください。

3　脳ドック

令和7年度から**補助対象期間（受診券有効期限）を6月1日～ 2月末日まで**とします。

項　　目	対　象　者	自己負担額又は補助額	実施機関
関東中央病院 脳ドック	4月1日現在共済組合員のうち 35歳以上の組合員本人 ※年間30人	自己負担額　36,400円（税込） ※基本健診額　48,400円（税込）	共済組合
指定医療機関 脳ドック	4月1日現在共済組合員のうち、43歳・46歳・49歳・52歳・55歳・58歳の組合員本人	共済組合補助額　10,000円	共済組合
	4月1日現在 30歳以上の互助会員（再任用会員を除く） ※３年度に１回補助	互助会補助額　10,000円 を限度	互助会 **（事後請求）**

◆手続き及び様式の入手方法については、各実施機関のホームページをご覧ください。

8　貸付の申込みについて

組合員又は会員が**臨時に資金を必要とする場合**には、次のような貸付制度があります。

8-1　公立学校共済組合の貸付制度の概要

共済組合経理・貸付班　☎043-223-4122

1　はじめに

共済組合の貸付制度は、申込事由により複数の種別があります。

以下に概要を示しますが、個別の内容により異なる点がありますので、「貸付事務の手引き」で申込みが可能か詳細を確認し、必要額を精査した上でお申込みください。申込みは、各所属所に保管されている貸付申込書一式を記入し、添付書類を添えて所属所長の承諾印を受け、郵送または持参により千葉支部まで提出してください。（期限厳守）

なお、市町村費支弁の職員（千葉市及び市立高校を除く）は教育委員会の承諾印が必要です。

また、貸付けに関する連絡及び関係書類の送付は所属所を通して行います。

2　各貸付けにかかる共通事項

（1）申込締切日は、**毎月15日（休祭日の場合は翌開庁日）必着**となります。

（2）貸付日は、**翌月の21日（休祭日の場合は銀行等の翌営業日）**となります。

（3）**貸付利率は、変動金利です。毎月見直しが行なわれますので、直近の利率は共済組合ホームページ、福利ちば等でご確認ください。**

（4）貸付申込金額は、10万円単位の切捨てとなります（例：必要額189万円→貸付申込金額180万円）。**必要額を超える申込みはできません。**

（5）借換の際の貸付申込金額は当該貸付けの未償還元利金に必要資金を加え、10万円未満を切捨てた金額となります。（例：4月貸付けを希望する場合　4月末未償還元利金707,483円＋必要資金800,000円＝1,507,483円→貸付申込金額1,500,000円）

（6）貸付決定後に、所属所を通して貸付決定通知書、償還表、完了報告書（住宅貸付け等を借り受けた場合）を送付します。償還表は貸付けの状況を把握するための大切な書類ですので、必ず償還終了まで保管してください。

3　貸付申込みの資格・制限

（1）生活費や借金返済、**クレジット払い（一括払いを含む）**、投機的理由で申込むことはできません。金融機関等のローン返済のための申込み不可。**（教育貸付け除く）**

（2）**申込みをする方が次のいずれかに該当する場合は貸付けができません。**

ア　組合員期間が申込月まで６ヶ月に満たない場合。（4月新規採用者は、9月申込み、10月貸付から可能）ただし、他共済等から期間をあけずに通算できる場合は可能（確認書類の提出が必要となる場合があります。）

イ　償還の確実性がない場合（公立学校共済組合貸付規程第６条（２）に該当する者　貸付申込書一式の中の「申告書」の冒頭に記載しています。）

ウ　全ての借入金の１年間に返済する額が、給料月額の4.8倍を超える場合。

4　償還方法について

償還は、貸付日の翌月から、毎月の給与及びボーナスから源泉控除します。給与及びボーナスから控除できない場合（例：育休等）は、毎月納付書を送付するので、指定した期日までに振込みしていただくことになります。償還回数は、各貸付けの解説欄をご覧ください。

なお、回数の設定にあたって在職期間を考慮する必要はありません。退職時に償還が終了していない場合は退職手当から残金とこれに係る利息を控除させていただきます。

定期償還は、最終回の償還額を除いて、毎月元利均等額（元金と利息の合算額が毎月同額）による償還となります。

１回あたりの償還額は、それぞれの貸付けの利率に応じた賦金率表により計算します。

なお、賦金率表は、公立学校共済組合のホームページから印刷できます。

また、同ホームページ内の「償還金シミュレーション」で試算が可能です。

貸付申込金額×希望する回数の賦金率＝１回当たりの償還額（円未満四捨五入）

ただし、申込みをされる貸付けを含め、償還額の合算額が、毎月償還については給料の月額（教職調整を含む）の10分の３以内、ボーナス償還については給料の月額の10分の６以内である必要があります。なお、ボーナス償還は、**50万円単位**、申込金額の２分の１以下で申込んでください。また、ボーナス償還の回数は毎月償還回数の６分の１を超えることはできません。

利率が改定されますと、賦金率表も変更となりますので、最新のものであることをご確認ください。

5　繰上償還について

全額繰上償還実施月　６月、８月、９月、10月、12月、２月、３月

一部繰上償還実施月　７月、１月

申出は、「全額繰上償還申出書（様式第10号）」又は「一部繰上償還申出書（様式第11号）」と110円切手（全額１枚、一部２枚）を同封し、繰上償還を希望する月の前月10日（休祭日の場合は翌開庁日）必着で、郵送又は持参してください。なお、申出書の様式は、公立学校共済組合千葉支部ホームページからダウンロードしてください。

繰上償還実施前月の下旬に、所属所へ振込依頼書をお送りしますので、実施月の１日～15日に振込みを行ってください。

6　償還猶予について

育児休業、介護休業等の事由により一定の期間毎月の給与及びボーナスから控除できない場合は、本人の申出により償還の猶予が出来ます。

なお、猶予期間満了後、定期償還額と併せて猶予された償還額を上乗せして返済していただきます。

申出は、猶予を希望する月の前月末日（市町村費職員は前月の20日）までに「償還猶予申出書（様式第９号）」、返信用封筒（110円切手添付）と辞令等休業期間がわかるものの写しを提出してください。（申出書の様式は、公立学校共済組合千葉支部ホームページからダウンロードしてください。）

また、猶予期間中に、育休から産休（猶予の対象外）への切り替え、事由の期間短縮及び延長等、猶予状況に変更が発生したときには、速やかにご連絡ください。

所属所に貸付申込書の在庫がない場合

必要な申込書の種類と部数を明記し、郵送料金分の切手を貼った返信用封筒（角2封筒）を添えて、送付を依頼してください。（一般貸付等申込書約52ｇ、住宅貸付等申込書（団信書類含む）約151ｇ、団信申込関係書類約104ｇ、これに返信用封筒の重量を加算。）

【送付依頼先　〒260-8619　千葉市中央区市場町1-1　公立学校共済組合千葉支部経理・貸付班】

7　貸付種別

（1）住宅貸付け（貸付事務の手引きでもご確認ください。）

<table>
<tr><td>対　　象</td><td>組合員（短期組合員、再任用職員を除く）</td></tr>
<tr><td>使　　途</td><td>自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入、若しくは借入れ又は敷地の購入、借入れ若しくは補修をするための資金</td></tr>
<tr><td>限 度 額</td><td>①組合員期間により下表の月数を給料の月額に乗じた額（1,800万円が上限）
<table>
<tr><td>組合員期間</td><td>6 ヶ月以上
3 年未満</td><td>3 年以上
5 年未満</td><td>5 年以上
10年未満</td><td>10年以上
20年未満</td><td>20年以上</td></tr>
<tr><td>月数</td><td>10</td><td>15</td><td>25</td><td>35</td><td>45</td></tr>
</table>
〔例〕
給料の月額30万円で組合員期間が15年の方の場合
上の表の10年以上20年未満に該当するため、給料の月額×35月分。
30万円×35＝1,050万円（10万円未満は切捨て）
②①で計算した結果、限度額が必要な額に満たない場合は、申込人の申込時の仮退職手当（申込みのときに自己都合退職をすると仮定した場合に支給される退職手当予定額）を算出し、金額の多い方が貸付限度額となります。ただし、1,800万円が上限になります。</td></tr>
<tr><td>償 還 回 数</td><td>毎月償還360回以内　ボーナス償還60回以内</td></tr>
<tr><td>申 込 制 限</td><td>「3 貸付申込みの資格・制限」（16ページ）に該当する場合</td></tr>
<tr><td>必 要 書 類</td><td>①住宅貸付等申込書一式　給与支払明細書　振込先金融機関の通帳の写し
②別表1.2（19ページ）の申込事由に該当する添付書類
③団体信用生命保険申込書（希望者のみ）</td></tr>
<tr><td>注 意 事 項</td><td>ア　住宅貸付けの償還中は貸付けを受けた物件に居住しなければなりません。原則、転居等で居住しなくなった場合は残額を即時償還していただくことになります。
イ　貸付日よりも前に支払う費用や既に支払い済みの費用は貸付けの対象になりません。
ウ　金融機関等から借入中の住宅ローン等の返済目的でのお申込みはできません。
エ　購入する物件は原則組合員の名義、もしくは組合員と同居する配偶者、子、父母の名義であることが必要です。
オ　建築基準法・農地法その他法律に違反していないか確認してください。
カ　住居として用いる土地・建物に不利益な権利（抵当権等）が設定されている場合、解除することが契約書上明確でなければ申込みできません（ただし、当該権利がその土地又は住宅を購入するために設定されたものを除く）。
キ　購入する土地又は住宅を建築する土地の地目は原則「宅地」であることが必要です。その他の地目の場合は、追加の提出書類が発生します。また、後日、地目が「宅地」に変更されたことを確認します。
ク　親族間による不動産売買の場合、貸付けの対象になりません。
ケ　購入する物件に店舗等住居以外の部分がある場合、その部分に相当する費用は貸付けの対象になりません。
コ　貸付申込事由の完了後は、貸付決定後に送付した完了報告書と申込事由ごとの添付書類の提出が必要になります（提出期限：貸付月の翌月から6ヶ月以内）。
サ　敷地のみ購入又は借入れの場合、貸付日から5年以内に家を建築し、居住することが条件になります。建築後は、住宅建築報告書と添付書類の提出が必要です。
シ　地方公共団体、都市再生機構等から購入する場合は、お問い合わせください。</td></tr>
</table>

住宅借入金等特別控除について

共済組合では、住宅を取得等し、完了報告書を提出した方（更地の購入の場合、2年以内に住宅を建築した方）を対象に、確定申告・年末調整に必要となる残高証明書を発行しています。**貸付内容、償還内容等によっては控除の対象外となる場合もあります。不明な点は必ず所轄の税務署にお問い合わせください。**

［別表１］

住宅貸付け添付書類一覧〔住宅の購入、借入れに関するもの〕

添付書類＼申込事由	住宅					
	新築	増・改築 移築	購入	修理	借入れ	倉庫・車庫等の 新設・改造
①土地の登記事項証明書(原本)注５	○	○	○			新設の場合○
②土地所有者の同意書　注7	○注１	○注１	○注１			新設の場合○注1
③建物の登記事項証明書(原本)		○	○	○		改造の場合○
④家屋所有者の同意書　注7		○注１		○注１		改造の場合○注1
⑤同居証明書（住民票）		○注２		○注２		
⑥建築基準法に基づく 確認済証の写し（５面まで）	○	○				
⑦間取りが確認できる図面	○	○	○	○注３	○	○注４
⑧工事請負契約書の写し	○注６	○注６		○注６		○注６
⑨売買契約書の写し			○			
⑩賃貸借契約書の写し					○	
⑪工事着工届	○	○		○		○

注１　自己所有でなく、所有者が同居している配偶者、子、父母以外の場合必要
注２　自己所有でなく、所有者が同居している配偶者、子、父母の場合必要
注３　修理箇所のわかる図面又は写真
注４　倉庫・車庫等の新設・改造内容がわかる図面
注５　地目が田・畑の場合、市街化区域は農地転用受理証明書の写しその他の区域は農地転用許可の写しを必要とする。
注６　契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しで代えることができる。
注７　同意書は千葉支部ホームページの貸付事業様式集から、様式第21号又は第22号をダウンロードして記入。

［別表２］

住宅貸付け添付書類一覧〔土地の購入、借入れに関するもの〕

添付書類＼申込事由	土地付住宅購入		マンション等 共同住宅購入		敷地のみ		
	新築	中古	新築	中古	購入 注6	借入れ 注6	補修
①土地の登記事項証明書(原本)注４	○注１	○注１	○	○注８	○注１	○注１	○
②土地所有者の同意書							○注２
③建物の登記事項証明書(原本)		○注１		○注１			
④建築基準法に基づく 確認済証の写し（５面まで）	○		○ (2面まで)				
⑤間取りが確認できる図面	○	○	○	○			○注３
⑥工事請負契約書の写し							○注７
⑦売買契約書の写し	○	○	○	○	○		
⑧賃貸借契約書の写し						○	
⑨誓約書　注５					○	○	
⑩工事着工届	○						○

注１　所有者の住所、氏名が売主（貸主）と一致していること。
注２　自己所有でない場合必要。（所有者が配偶者、子、父母で同居している場合は同居証明書（住民票）を提出し、同意書は不要。）
注３　修理箇所のわかる図面又は写真
注４　地目が田・畑の場合、市街化区域は農地転用受理証明書の写しその他の区域は農地転用許可の写しを必要とする。
注５　誓約書は千葉支部ホームページの貸付事業様式集から、様式第５号をダウンロードして記入。
注６　敷地のみ購入、借入の場合借受後５年以内に家を建築し居住することが条件となる。
注７　契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しで代えることができる。
注８　建物の登記事項証明書で土地の状況が確認できれば省略可。

（2）介護構造部分に係る貸付け（貸付事務の手引きでもご確認ください。）

対　　象	組合員（短期組合員、再任用職員を除く）		
使　　途	要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするための資金		
限 度 額	300万円	償還回数	毎月償還360回以内　ボーナス償還60回以内
申込制限	「3 貸付申込みの資格・制限」（16ページ）に該当する場合		
必要書類	①住宅貸付等申込書一式 給与支払明細書　振込先金融機関の通帳の写し ②別表1．2（19ページ）の申込事由に該当する添付書類のほか a 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書 b 介護構造の部分がわかる間取り図 c 介護構造部分の工事見積書 ③団体信用生命保険申込書（希望者のみ） 注：②の a の申立書は住宅貸付申込書には入っていません。別途送付いたしますので返信用封筒を添えて請求してください。		
注意事項	(1) 住宅貸付けの注意事項ア～シ（18ページ）のほか ス　要介護者に配慮した構造としては次のような工事が考えられます。 段差の解消、手すり設置、車椅子が利用できる幅の廊下、滑りにくい床材、洋式で広いトイレ、入浴しやすい浴槽、ホームエレベーター、階段昇降機 セ　住宅貸付けと併用して申込む場合、別表1．2（19ページ）の添付書類で重複する書類は省略できます。 ソ　申込時における要介護者の有無は問いません。		

（3）住宅災害貸付け（貸付事務の手引きでもご確認ください。）

対　　象	組合員（短期組合員、再任用職員を除く）
使　　途	自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上、又はこれと同程度の損害を受け、住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入、若しくは借入れ又は敷地の購入、借入れ若しくは補修をするための資金
限 度 額	(1) 住宅貸付けの限度額（18ページ）で算出した金額の2倍（1,900万円が上限）
償還回数	毎月償還360回以内　ボーナス償還60回以内
申込制限	「3 貸付申込みの資格・制限」（16ページ）に該当する場合
必要書類	①住宅貸付等申込書一式　給与支払明細書　振込先金融機関の通帳の写し ②別表1．2（19ページ）の申込事由に該当する添付書類 ③市区町村長・警察署長・消防署長が発行する罹災証明書 ④団体信用生命保険申込書（希望者のみ）
注意事項	(1) 住宅貸付けの注意事項ア～シ（18ページ）のほか タ　住宅災害貸付けに該当する損害具合は、災害見舞金の給付事由（家財のみの損害を除く）に該当する損害の程度になります。 チ　罹災後1年以内に資金を必要とする場合が対象となります。（ただし、東日本大震災及び激甚災害等による被害については、別途対応いたしますのでお問い合わせください。）

（4）教育貸付け（貸付事務の手引きでもご確認ください。）

対　　象	組合員（短期組合員、再任用職員を除く）　被扶養者　子　孫　兄弟姉妹
使　　途	小・中・高等学校、大学等に入学又は修学するための ①入学金及び授業料その他学校に納入する資金 ②通学定期代・下宿代 ③民間金融機関等の教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借換え
限　度　額	550万円　償還回数　毎月償還250回以内　ボーナス償還41回以内
申込制限	①共済組合の他の貸付け（住宅貸付けを除く）の残高との合計金額が700万円を超える場合 ②「3 貸付申込みの資格・制限」（16ページ）に該当する場合
申込時期	入学の場合：合格通知書が発行され支払いが必要となったとき又は支払後1ヶ月以内 在学の場合：支払いが必要となったとき又は支払後1ヶ月以内
必要書類	①一般貸付等申込書一式　給与支払明細書　振込先金融機関の通帳の写し ②入学の場合：合格通知書又は入学許可書の写し 在学の場合：在学証明書（原本、発行日から3ヶ月以内） ③以下に該当する書類 ア　学校に納入する資金の場合（授業料等、納入が義務付けられているもの） 必要額（内訳額が明示されているもの）及び納付期限が確認できる書類（分納する場合は、それぞれの納付期限がわかるもの） 例：授業料振込通知書の写し、振込書の写し、請求書の写し、支払い済みの場合は、領収書の写し、延納している場合は、延納が認められていることがわかる書類等 ※授業料を含む費用の借換えの申込みで、対象者及び学校が前回の貸付けと同一の場合、振込書の記載で対象者及び修学の事実が確認できれば、在学証明書は省略可。確認できなければ提出が必要。 イ　通学定期代の場合　6ヶ月定期券の写し ウ　下宿代の場合 賃貸借契約書（契約期間、家賃、共益費等が記載されていること）の写し ※契約者及び保証人が組合員でない場合、申立書の提出が必要。 エ　教育ローン借換えの場合 ・民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる残高証明書（原本） ・過去3ヶ月の返済が確認できる通帳の写し（表紙含む） ※残高証明書は貸付日等が記載されており、教育ローン（学校教育法の認可を受けている教育機関が対象）の名義は組合員であること。 ※現在、学校教育法の認可を受けている教育機関に在学中であること。 ④団体信用生命保険申込書（希望者のみ）
注意事項	ア　以下に該当するものは対象外の一例となります。 ・幼稚園、学校教育法の認可を受けていない教育機関、学校教育法の認可を受けている学校のうち修業年限が1年未満の教育機関 ・クレジットカード一括払い、カードローンや奨学金の返済 ・塾代、受験料、入学しない学校へ支払う費用、生活費、仕送り　等 イ　申込できる費用の範囲は、1年以内に必要な確定された費用です。次の学年に必要な費用は、翌年度以降、再度申込み（借換え）で対応していただくことになります。 ウ　支払い済みの場合は、支払から1ヶ月以内のものが申込みできます。 エ　私立高校等の学費については、就学支援金分を加味し、申込金額を設定してください。 オ　合格前の申込みを希望する場合は、事前にお問合せください。

（5）一般貸付け（貸付事務の手引きでもご確認ください。）

対象	組合員（短期組合員、再任用職員を除く）		
使途	臨時に必要とする資金（他の貸付けの使途に該当しないもの） ただし、生活費、借入金の返済（クレジットカード一括払いを含む）、投機的な理由は不可		
限度額	200万円	償還回数	毎月償還120回以内　ボーナス償還20回以内
申込制限	①前回の一般貸付けの借入月から２年間が経過していない場合 ②共済組合の他の貸付け（住宅貸付けを除く）の残高との合計金額が700万円を超える場合 ③「３貸付申込みの資格・制限」（16ページ）に該当する場合		
申込時期	支払いが必要になったとき又は支払後１ヶ月以内		
必要書類	①一般貸付等申込書一式　給与支払明細書　振込先金融機関の通帳の写し ②必要額が確認できる書類 送金額が100万円以上…契約書の写し・請求書の写し・領収書の写し・注文書の写し等 送金額が100万円未満…見積書の写し・カタログ等		
注意事項	ア 支払額を精査した上で、必要な金額をお申込みください。 イ 複数の物品を購入する場合は、すべての物品の必要額が確認できる書類を提出してください。 ウ 見積書のみでは必要書類として認められません。（送金額が100万円以上の場合） エ 契約書、請求書等は組合員本人の氏名が明記されていない場合、必要書類として認められません。 オ 領収書の場合、領収日が申込日から１ヶ月以内のものに限ります。 カ クレジットカード、ローンで支払済みのものには貸付けできません。		

（6）結婚貸付け（貸付事務の手引きでもご確認ください。）

対象	組合員（短期組合員、再任用職員を除く）　子		
使途	結婚するために必要とする資金		
限度額	200万円	償還回数	毎月償還120回以内　ボーナス償還20回以内
申込制限	①共済組合の他の貸付け（住宅貸付けを除く）の残高との合計金額が700万円を超える場合 ②「３貸付申込みの資格・制限」（16ページ）に該当する場合		
申込時期	おおむね挙式６ヶ月前から婚姻届出後６ヶ月以内かつ支払いが必要となったとき又は支払い後１ヶ月以内（個別の状況についてはご相談ください。）		
必要書類	①一般貸付等申込書一式　給与支払明細書　振込先金融機関の通帳の写し ②結婚する（あるいは結婚した）事実を証明する書類：［例］式場の挙式申込受理書の写し及び戸籍抄本（婚姻届受理証明の写しも可） ③必要額が確認できる書類：［例］式場の見積書・請求書・領収書の写し		
注意事項	ア　式場の見積書及び挙式申込受理書には、発行元が確認できる記載があることをご確認ください。 イ　申込みできる金額は、基本的に必要額の２分の１の範囲となります。実際の負担額が、２分の１以上である場合は、申立書の提出及び後日組合員名義の領収書の写しの提出が必要となります。 ウ　事実婚も申込可能です。ご相談ください。 エ　クレジット払い（一括払いを含む）については貸付けできません。		

（7）医療貸付け（貸付事務の手引きでもご確認ください。）

対象	組合員（短期組合員、再任用職員を除く） 被扶養者 配偶者 子 孫 兄弟姉妹 両親（配偶者の両親を含む）		
使途	医療（高額療養費の対象となる療養を除く）を受けるために必要とする資金		
限度額	120万円	償還回数	毎月償還110回以内 ボーナス償還18回以内
申込制限	①共済組合の他の貸付け（住宅貸付けを除く）の残高との合計金額が700万円を超える場合 ②「３貸付申込みの資格・制限」（16ページ）に該当する場合		
申込時期	受診中及び治癒後１ヶ月以内		
必要書類	①一般貸付等申込書一式 給与支払明細書 振込先金融機関の通帳の写し ②医師が発行する診断書（原本）発行日が申込日から１ヶ月以内のものが必要です。 ③必要額が確認できる書類 （個別事情により異なりますのでなるべく早めにご相談ください。）		
注意事項	ア 美容（歯の矯正を含む）に関わる治療は、貸付けできません。ただし、医師により指示された歯の矯正治療等には貸付けできます。 イ 既に支払い済みの費用は貸付けの対象になりません。		

（8）葬祭貸付け（貸付事務の手引きでもご確認ください。）

対象	被扶養者 配偶者 子 孫 兄弟姉妹 両親（配偶者の両親を含む）		
使途	①葬儀 ②死亡日から2ヶ月以内に行われる服喪等 ③死亡（平成8年7月1日以降）に伴う墓地・墓石の購入		
限度額	200万円	償還回数	毎月償還120回以内 ボーナス償還20回以内
申込制限	①共済組合の他の貸付け（住宅貸付けを除く）の残高との合計金額が700万円を超える場合 ②「３貸付申込みの資格・制限」（16ページ）に該当する場合		
申込時期	支払いが必要となったとき又は支払後１ヶ月以内		
必要書類	①一般貸付等申込書一式 給与支払明細書 振込先金融機関の通帳の写し ②葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類：[例] 除籍謄本等 ③葬儀又は法事等を行うことがわかる書類：[例] 会葬挨拶状、葬祭申込受理書の写し等、墓地取得の場合は、購入日が確認できる書類 ④必要額が確認できる書類（組合員名義のもの）：[例] 契約書の写し、請求書・領収書等の写し		
注意事項	墓地等の購入の場合は、死亡日（平成８年７月１日以降）の制限があります。		

（9）災害貸付け（貸付事務の手引きでもご確認ください。）

対象	組合員（短期組合員、再任用職員を除く） 被扶養者		
使途	水震火災その他非常災害を受けたために、臨時に必要とする資金		
限度額	200万円	償還回数	毎月償還120回以内 ボーナス償還20回以内
申込制限	①共済組合の他の貸付け（住宅貸付けを除く）の残高との合計金額が700万円を超える場合 ②「３貸付申込みの資格・制限」（16ページ）に該当する場合		
申込時期	被災後３ヶ月以内		
必要書類	①一般貸付等申込書一式 給与支払明細書 振込先金融機関の通帳の写し ②市区町村長・警察署長・消防署長が発行する罹災証明書 ③必要額が確認できる書類 （個別事情により異なりますのでなるべく早めにご相談ください。）		
注意事項	申込みできる金額は被害額の範囲内となります。		

この他、特別貸付け（短期組合員、再任用職員等）、高額医療貸付け、出産貸付けがあります。詳細はご相談ください。

8-2 互助会の貸付制度の概要

互　助　会　☎043-223-4119

1　はじめに

貸付種類の概要は次の11に示す一般貸付・住宅貸付・特別貸付・看護休暇貸付の４種類です。

なお、事業の詳細については、「互助会ホームページ」をご覧ください。

2　貸付の制限

互助会の貸付には次の制限があります。

（1）　住宅貸付を除く貸付は、申込みをする前日まで会員期間が１月未満である方には、貸付けることができません。

（2）　一般貸付の借換えにあっては、既貸付の償還回数が24回（**申込時**）に満たない場合は新たな貸付を行うことができません。

（3）　新規採用等の条件付採用期間中の会員には、貸付けることができません。

（4）　住宅貸付は申込みをする前日まで会員期間が６月未満である方には、貸付けることができません。

（公立学校共済組合の組合員期間が６月以上ある方は１月未満）

（5）　未成年者である会員は、法定代理人による同意書及び続柄を確認できる書類が必要です。

（6）　特別貸付については、２口を限度に貸付けますが、その他の貸付については、１口に限り貸付を行います。

（7）　それぞれの貸付けの毎月償還額の合計額が給料の月額の10分の３を超えることはできません。

（8）　償還の確実性がないと認められる方、その他不適当と認められる方に対しては、貸付けることができません。

（例）育児休業者・休職者・差押者・破産宣告者等

3　受付締切日

毎月15日（休祭日の場合は翌開庁日）必着となります。

4　貸付日

翌月21日（休祭日の場合は銀行等の翌営業日）です。

5　貸付利率

利率については、変動金利（特例基準割合の率）となるため、申込時に「互助会ホームページ」でご確認ください。

利率の変更は、特例基準割合が告示された翌年の４月１日から適用され、４月送金の新規貸付者及び４月償還金から適用されます。

また、特別貸付、看護休暇貸付の利率については、無利息となっていますが、注意事項等がありますので、「11　貸付の種類及び概要」をご覧ください。

6　償還額

一般貸付、住宅貸付の償還額の求め方は、下記のとおりです。

貸付申込金額 × 希望する回数の賦金率 ＝ １回あたりの償還額（円未満四捨五入）

※　賦金率は利率及び償還回数により異なりますので、「互助会ホームページ」の賦金率表（償還額計算表のエクセル）を参照してください。

また、互助会の償還については、「ボーナス併用償還」はありません。

7　貸付の借換えについて

既に貸付を受けており、更に同一種類の貸付を受けようとする場合、既貸付の未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けることができます。

ただし、一般貸付については既貸付の償還回数が24回未満（**申込時**）の方は除きます。

（例）借換え申込金額100万円、未償還元金455,000円の場合の計算方法

1,000,000	−	455,000	=	545,000
（貸付申込額）		（既貸付未償還元金）		（送金額）

※添付書類については、545,000円以上の契約書及び見積書を添付

8　償還方法について

（1）　定 期 償 還

実施月　毎月（貸付月の翌月の給与から控除）

（2）　全額繰上償還

実施月　5月と11月を除く毎月

全額繰上償還の申出は繰上償還を希望する前月の10日までに「全額繰上償還申出書」（様式は互助会ホームページからダウンロードしてください。）を提出してください。

繰上償還実施月の初旬に振込依頼書を送付しますので、同月15日までに振込を行ってください。

（3）　即 時 償 還

退職や市町村教育委員会などへの異動により、互助会員の資格を喪失したときは、未償還金を一括償還します。未償還金については、「退職慰労金返還請求書」を提出することにより、退職慰労金から控除します。ただし、退職慰労金から控除しても、なお不足金が生じる場合は、振込用紙を送付しますので、期限内に金融機関から振込を行ってください。

※　3月末に退職した場合の未償還金の計算方法

3月末の貸付金残金 ＋ 4月分の利息 ＝ 未償還金

9　償還猶予について

既に貸付を受けている会員が、育児休業を取得したときに「償還猶予申出書」を提出することにより、償還を猶予することができます。

ただし、猶予期間が満了した月から、定期償還と併せて猶予された償還回数により均等額で返済していただきます。

なお、猶予の承認期間中に、期間の短縮や延長や猶予事由に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

10 「貸付申込書」及び「貸付事業における個人情報に関する同意書」について

申込書が必要な場合は、申込書の種類と部数を明記し、郵送料金分の切手を貼った返信用封筒（角2）を添えて互助会へ送付してください。（貸付申込書1部約25ｇ）

※「貸付事業における個人情報に関する同意書」は互助会ホームページでダウンロードできますので、最新版をご確認ください。

11　貸付の種類及び概要

申込み事由に偽りのあることが認められたときは、全額償還になります。

A　一般貸付

対　　象	会員（再任用会員、無給者は除く）	
使　　途	会員が臨時に資金を必要とする場合 ただし、土地・住宅の取得等及び返済を目的とする場合は不可	
限　度　額	100万円（５万円単位） ただし、申込事由が「生活資金」の場合は50万円	
必要書類及び償還回数	⑴貸付申込書一式（３連綴りの所定用紙）・貸付事業における個人情報に関する同意書・給与支払明細書・振込先金融機関の通帳の写し ⑵下記の申込事由による必要書類	償還回数（10回単位）
	①生活資金（申込金額が50万円まで）→必要な書類はありません。	30回から50回
	②自家用車購入→販売店との売買契約書の写し	30回から70回
	③結婚→式場の予約申込書受理証明書、媒酌人の挙式予定証明書、所属長の証明書のいずれか（見積書不可） ④教育資金で進学（高等学校・大学等）の場合→合格通知書又は入学許可書の写し ⑤教育資金で在学中の場合→在学証明書原本 ⑥物品購入→見積書等事実の証明できるもの ⑦医療資金→1か月の療養費（自己負担額）がわかる領収書又は請求書の写し ⑧研修旅行→旅行業者が発行する旅行引受書の写し ⑨その他（具体的に記入）→事実を証明できるもの	30回から120回
注　意　事　項	ア　契約書及び見積書等は申込日から1か月以内のもので、支払予定日が記入されているもの。 イ　すでに支払ってあるものに対しては対象になりません。 ウ　必要書類は、共済組合に申込みをした場合及び夫婦で申込みの場合でも省略は出来ません。	

B　住宅貸付

対　　象	会員（再任用会員、無給者は除く）	
使　　途	会員が「自己の居住の用に供する」住宅として資金を必要とする場合	
限　度　額	100万円（５万円単位）	
償　還　回　数	30回から120回（10回単位）	
必　要　書　類	⑴貸付申込書一式（３連綴りの所定用紙）・貸付事業における個人情報に関する同意書・給与支払明細書・振込先金融機関の通帳の写し ⑵必要額が確認できる書類	
	住宅	①新築→工事請負契約書又は請書の写し・平面図・土地登記簿謄本又は登記事項証明書※（申込人の土地登記簿謄本又は地主の土地登記簿謄本及び建築同意書）・確認済証の写し ②増築、移（改）築→工事請負契約書又は請書の写し・平面図・土地登記簿謄本又は登記事項証明書※（申込人の土地登記簿謄本又は地主の土地登記簿謄本及び建築同意書）・家屋登記簿謄本又は登記事項証明書※・確認済証の写し・住民票の写し等 ③修理→工事請負契約書又は請書の写し・平面図・家屋登記簿謄本又は登記事項証明書※・住宅所有者の同意書 ④購入→売買契約書の写し・平面図・土地登記簿謄本又は登記事項証明書※・地主の同意書・家屋登記簿謄本又は登記事項証明書※・確認済証の写し
	敷地	①購入→売買契約書の写し・土地登記簿謄本又は登記事項証明書※・住宅新築工事に係る誓約書
注　意　事　項	ア　必要書類は、共済組合に申込みした場合及び夫婦で申込みの場合でも省略は出来ません。 イ　住宅の「新築」・「増築」、「移(改)築」・「修理」の必要書類の内、自己所有又はその他により異なります。 ウ　貸付申込日から定年退職まで５年未満の会員は、上記以外に念書、委任状の提出が必要です。	

※については、原本が必要です。(写し不可)

C　特別貸付

対　　象	会員（無給者は除く）、再任用会員
使　　途	⑴会員が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合 ⑵会員又はその被扶養者が負傷又は疾病により療養を要した場合で次のいずれかに該当するとき ①その月の医療費が２万円以上のとき ②入院加療を要した日数が引き続き15日以上にわたるとき ⑶会員又はその被扶養者が高等学校若しくは大学又は各種学校の教育を受けるため資金を必要とする場合 ⑷会員が海外視察、海外留学又は内地留学、その他教育研修のため資金を必要とする場合 ⑸その他緊急に資金を必要とし、理事長が認めたとき
限 度 額	５万円（２口まで）
利　　率	無利息
償還回数	25回（5万円で１回の償還額2,000円）※再任用会員については残任期月数内
必要書類	⑴貸付申込書一式（３連綴りの所定用紙）・給与支払明細書・振込先金融機関の通帳の写し ⑵内容が確認できる書類 ①非常災害→り災証明書（市区町村長、警察署長、消防署長等所轄官公署発行のもの） ②医療費→内容を記載した領収書 ③入院→医師の診断書等その日数を証明できる書類 ④学資→在学証明書若しくは入学許可書等 ⑤教育研修資金→研修の事実を証明できる書類
連帯保証人	会員資格を取得してから６月以上の会員（償還中、連帯保証人が資格喪失した場合は、連帯保証人変更届が必要）
注意事項	ア　必要書類は写しでも可能です。 イ　償還は給与から差し引き出来ませんので、毎月振り込んでいただきます。

D　看護休暇貸付

対　　象	会員（再任用会員は除く）
使　　途	看護休暇を取得し、看護休暇期間中の生活に資金を必要とする場合
限 度 額	50万円（５万円単位）
利　　率	無利息
償還回数	貸付額により異なるため、「貸付事務の手引き」及び「互助会ホームページ」を参照してください。６か月据置き後から償還開始です。
必要書類	⑴貸付申込書一式（３連綴りの所定用紙）・振込先金融機関の通帳の写し ⑵看護休暇承認通知書の写し
連帯保証人	会員資格を取得してから６月以上の会員（償還中、連帯保証人が資格喪失した場合は、連帯保証人変更届が必要）
注意事項	ア　看護休暇期間が終了した後の貸付はできません。 イ　償還は給与から差し引き出来ませんので、毎月振り込んでいただきます。

9 教職員住宅について

福利課厚生班　☎043-223-4123

教職員住宅は廃止決定されているため、入居の募集を停止しています。

10 公務・通勤上の災害を受けたとき

福利課福利班　☎043-223-4117

地方公務員災害補償制度とは、公務上又は通勤に伴い災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）を受けた場合、その災害等に対し地方公務員災害補償基金が補償を行うものです。

この制度による補償を受けようとする場合は、災害発生後、速やかに所属を通じて福利課福利班に報告し、公務・通勤災害の認定請求の手続きをしてください。（注）

なお、申請の有無にかかわらず、公務・通勤中のケガについては保険証等は使用できません。

福利課福利班への報告は、公務（通勤）災害連絡受付簿により行います。連絡受付簿の様式は、ちば電子申請サービスの「公務災害認定請求について（千葉県教育委員会）」からダウンロードできます。

公務・通勤災害の認定請求は、所属長を経由し、任命権者に必要書類を提出します。その後、地方公務員災害補償基金千葉県支部が審査を行い、認定を受けることとなります。

「公務上」又は「通勤災害該当」と認定されると、地方公務員災害補償基金から療養補償をはじめとする各種の補償を受けることができます。また、公務・通勤災害により死亡した場合には遺族補償、葬祭補償等が支給され、障害が残り障害の認定がされた場合には障害補償等が支給されます。

注　公務災害補償の窓口は、各任命権者が行うこととされていますので、千葉市立の学校に在職されている方は千葉市教育委員会へ、市町村費負担職員の方は各市町村教育委員会へ報告してください。
また、学校勤務の会計年度任用職員の方は、原則として労災の対象となりますので、所管の労働基準監督署に御相談ください。

11 各種あっせん事業について

互 助 会 ☎043-223-4119

申込方法等詳細は次ページ以降又は、互助会ホームページでご確認ください。
なお、利用料金や開演時間等の詳細については、提携施設へ直接お問い合わせください。
※ホームページ確認の際は会員証裏面のパスワードが必要です。

NO.	項目	提携企業名	会員証の提示	あっせん内容
1	観劇	年３回(６・10・２月)にＨＰ等で紹介		年間を通して観劇入場券の割引
2	宿泊施設	東急ホテルズ		通常のインターネット予約より更に宿泊料金の割引
		西武プリンスホテルズ＆リゾーツ		宿泊料金の割引
		ダイワロイネットホテルズ		宿泊料金の割引
		ヒルトン成田(成田市)		宿泊・宴会・レストラン　利用料金の割引
3	ウェディング	ヒルトン東京ベイ(浦安市)		利用料金の割引
		ヒルトン成田(成田市)		利用料金の割引
4	遊園施設	船橋市アンデルセン公園(船橋市)	○	入園料金の割引
		ふなばし三番瀬環境学習館(船橋市)	○	利用料金の割引
		舞子スノーリゾート(新潟県南魚沼市)	○	スキーリフト券(スキー用品レンタル等)の割引 ＜１dayパス・2daysパス＞
		西武プリンスホテルズ＆リゾーツ		関連レジャー施設　利用料金の割引
5	レンタカー	ニッポンレンタカーサービス(株)		基本料金[標準コース]の割引
6	語学	(株)イーオン	○	英会話・中国語研修　入学金免除、授業料の割引
		(株)ＥＣＣ	○	Webスクール　入学金免除、オンラインレッスン割引等
7	ライフサポート	イオンライフ(株)		イオンのお葬式　葬儀費用割引
		(株)ユニクエスト		小さなお葬式　葬儀費用割引
8	引越	アート引越センター(株)	○	引越基本料金の割引等
		(株)サカイ引越センター	○	
9	リフォーム	(株)ペンタくん	○	塗装・内装リフォーム事業　工事見積価格より割引
		(株)木のすまい工房 NEW	○	リフォーム事業　本体工事価格より割引
10	住宅相談	【不動産仲介】 みずほ不動産販売(株)	○	仲介により売買契約が成立した場合、 不動産売買に係る仲介手数料の減額等
		【不動産仲介】 三菱ＵＦＪ不動産販売(株)	○	
		【不動産仲介】 三井住友トラスト不動産(株)	○	
		【マンション購入】 (株)日本エスコン	○	分譲マンション購入に対する割引
11	建築	(株)木のすまい工房 NEW	○	戸建注文住宅　本体工事価格より割引
12	賃貸不動産	(株)レオパレス２１	○	賃貸借契約　契約料金から定額を割引
13	物販	モノクロマルシェ		会員制ECモール　割引価格で購入可能
		コストコ NEW	○	ビジネス会員への新規登録、切替
		アンティナギフトスタジオ NEW		贈り物、カタログギフト専門店のWebサイト 商品総額から割引
14	ゴルフ場	西武プリンスホテルズ＆リゾーツ		関連ゴルフ場　利用料金の割引

11-1 観劇

観劇入場券の割引を年間を通してあっせんしています。

互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→観劇》を選び、ご確認ください。年３回更新予定（６月・10月・２月）。

●申込方法

（１） 申込先に電話で予約をします。
その際、「千葉県公立学校教職員互助会の会員」であることを告げてください。

（２） 代金のお支払いについては、各申込先に支払方法をご確認ください。

（３） 「観劇申込書」が必要な申込先がありますので、互助会ホームページからダウンロードして使用してください。（色の指定はありません。）

（４） 予約成立後のキャンセルは、原則として認められませんので、ご注意ください。

（５） 座席は良い席から申込順に決定されます。

（６） 主催者の都合で演目等が変更になる場合があります。
詳しくは各申込先に直接ご確認ください。

（７） 公演の中止・払戻などについては、各申込先に確認してください。

11-2 宿泊施設

（1） 東急ホテルズ

ア　割引内容

通常のインターネット予約時より、更に割引された宿泊料金で宿泊できます。

＊割引率等は各ホテルで宿泊日により異なります。

イ　利用方法

（ア）互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→宿泊施設》を選び、「東急ホテルズ法人サイト」へ進みます。

（イ）「ログイン」へ進み、法人会員番号及びパスワード（互助会ホームページ上に記載）を入力、ホテルや宿泊日等を指定し、予約します。

※割引はインターネットからの申込みが対象となります。

（2） 西武プリンスホテルズ＆リゾーツ

ア　割引内容

宿泊の際、協定料金で宿泊することができます。

※料金・対象施設等については、互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→宿泊施設》を選び、「西武プリンスホテルズ＆リゾーツ優待専用ページ」へ進んでご確認ください。

イ　利用方法

予約をする際に、「千葉県公立学校教職員互助会の会員」であることを告げてください。

予約先　西武プリンスホテル予約センター（10：00 ～ 17：00 年中無休）

☎ 0120－33－8686

（3） ダイワロイネットホテルズ

ア　割引内容

宿泊の際、法人会員割引料金で宿泊することができます。

イ　利用方法

（ア）インターネット予約

1．互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→宿泊施設》を選び、「ダイワロイネットホテルズ」の「法人会員インターネット予約ホームページ」へ進みます。

2．ID・パスワード（互助会ホームページに記載）を入力し、予約してください。

（イ）電話予約

利用するホテルに電話をし、「千葉県公立学校教職員互助会の会員」であることを告げて予約をしてください。

（４） ヒルトン成田

ア　割引内容

（ア） 宿泊

公式ホームページに記載されている料金より割引で宿泊できます。

（イ） 宴会（パーティー）

20名以上の利用で2名分のディナー券、50名以上の利用で宿泊券を進呈します。

（ウ） レストラン

ヒルトン成田並びにインターナショナルガーデンホテル成田（姉妹ホテル）のレストラン利用時に割引を受けられます。（除外日あり）

イ　利用方法

（ア） 宿泊

互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→宿泊施設》を選び、専用予約ページからご予約ください。

（イ） 宴会（パーティー）

予約をする際に、「千葉県公立学校教職員互助会の会員」であることを告げてください。

☎ 0476－33－0312（セールス 平日9：00 ～ 17：30）

（ウ） レストラン

互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→宿泊施設》を選び、専用予約ページからご予約ください。

11-3 ウェディング

（1） ヒルトン東京ベイ

ア　割引内容

ウェディングを行う際、協定料金で利用することができます。

※協定料金については、互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→ウェディング》を選び、ご確認ください。

イ　利用方法

予約をする際に、「千葉県公立学校教職員互助会の会員」であることを告げてください。

☎ 047－355－7702（10：00 ～ 18：00　定休日：祝日を除く水曜日）

（2） ヒルトン成田

ア　割引内容

1．45名以上の披露宴参列で、総額からの割引、又は往復の送迎バス（条件あり）

2．新郎・新婦の部屋をジュニアスイート以上にアップグレード

3．参列者利用の部屋を3室無料提供

4．挙式料割引

イ　利用方法

予約をする際に、「千葉県公立学校教職員互助会の会員」であることを告げてください。

☎ 0476－33－0366（婚礼直通 定休日：毎週火・水曜日）

11-4　遊園・レジャー施設

（1）　利用方法

割引料金等については、互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→遊園・レジャー施設》を選び、ご確認ください。

（2）　遊園施設名

施　設　名	割　引　内　容	利　用　方　法
ふなばしアンデルセン公園 千葉県船橋市 ☎ 047－457－6627	入園料金の割引	会員証提示
ふなばし三番瀬環境学習館 千葉県船橋市 ☎ 047－435－7711	利用料金の割引	会員証提示
舞子スノーリゾート 新潟県南魚沼市 ☎ 025－783－4100	スキーリフト券の割引 ・リフト１dayパス ・リフト２daysパス 上記購入者の特典 ・スキー･スノーボード レンタルセット割引 ・スキー･スノーボードスクール （レギュラーレッスン）割引 ・日帰りスキーセンター 「スパ舞子温泉」入浴割引	会員証提示
西武プリンスホテルズ＆ リゾーツ ㈱西武・プリンスホテルズワールドワイド関連グループのスキー場･レジャー施設	利用割引	優待専用ホームページの割引券を印刷し、各施設窓口に提示

※料金等は改定されることがありますので、互助会ホームページ又は直接施設へお問い合わせください。

11-5 レンタカー

（1） ニッポンレンタカーサービス㈱

ア 優待内容

基本料金［標準コース］が一般料金より割引となります（24時間利用時比較）。

イ 利用方法

①認証ページにアクセスし、認証コードを入力します。

https://www.nipponrentacar.co.jp/spof/

※スマートフォンからもアクセス可能です。

※認証コードは互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→レンタカー》を選び、ご確認ください。

②プラン専用ページより、予約および利用日に決済を行うクレジットカードの登録をします。

◆最短出発1時間前まで予約可能。

◆軽乗用車からワゴン車、商業車まで多様な車種をラインナップ。

◆ワンウェイ・レンタルも可能（別途乗捨手数料要）。

※プリペイドカードは、ご利用いただけません。

③当日は運転免許証および登録したクレジットカードを忘れずにお持ちください。

※予約および決済の登録をした本人が来店できない場合は、優待内容で利用ができません。

【予約後の変更および取消について】

予約後の変更および取消は、上記プラン専用ページのほか、ニッポンレンタカー HPからも手続きが可能です。

出発日の6日以内の取消には既定の予約取消手数料が発生します。

※ご予約手続き当日の取消における予約取消手数料は発生しません。

インターネット限定サービスとなり、電話等で予約の手続きを承ることはできません。

ウ ご利用条件

◆一部ご利用いただけない店舗があります。
詳細はプラン専用ページを確認してください。

◆24時間以外の利用の場合は、割引率が異なります。

◆24時間未満の利用の場合は、一般料金と比較して割高になることもあります。

◆各種保険補償内容やオプション、乗捨手数料等は割引対象外です。

11-6 語学

（1）㈱イーオン

ア　割引内容

《英語》

レッスンタイプ	対象	入学金	授業料
通学レッスン	英会話（高校生以上）	免除	レッスンタイプごとの割引
	こども英会話		
インターネットレッスン	英会話（小学生以上）		

《中国語》

レッスンタイプ	対象	入学金	授業料
通学レッスン	中国語会話	免除	レッスンタイプごとの割引
インターネットレッスン			

※他の割引やキャンペーン及びデイタイムコースやセルフスタディプログラムは、割引対象外となります。

イ　割引対象者

会員及び家族（配偶者並びに子供）

ウ　利用方法

（ア）　イーオン法人部へ、電話で入学希望校の事前予約を行ってください。

（イ）　入学希望校へ行き、会員証を提示し、コース・スケジュール等の説明を受けた上で受講手続きを行ってください。

（ウ）　受講ルール、中途解約等については、受講約款に掲載されていますので、確認してください。

エ　問合せ・申込先

株式会社イーオン　法人部担当

東京都新宿区西新宿6－10－1

☎ 0800－111－1111

ホームページ　https://www.aeonet.co.jp

（2）㈱ECC

ア　割引内容

（ア）　入学金免除

（イ）　オンライン英会話（ネイティブ講師、フィリピン人講師）の割引

イ　割引対象者

会員

ウ　利用方法

（ア）　ECCの会員専用ホームページから申込みをしてください。

※専用優待コードは互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→英会話》を選び、ご確認ください。

（イ）　各スクールで申込む時は、会員証を提示してください。

エ　問合せ・申込先

☎ 03－3365－4165（平日 10：30 ～ 18：30）

ホームページ　https://www.online.ecc.co.jp

11-7 ライフサポートサービス（葬儀等）

（1） イオンライフ㈱

ア　割引内容

イオンが提携する全国の特約店葬儀社とイオンのお葬式を契約したときに葬儀費用を割引します。

イ　割引対象者

会員及び三親等以内の親族

ウ　利用方法

「イオンライフサポートセンター」に電話し、法人会員コード番号をお伝えください。

☎ 0120－24－2828（24時間、携帯電話からでも無料）

※法人会員コード番号は互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→ライフサポートサービス（葬儀等）》を選び、ご確認ください。

エ　諸注意

各プランの内容及び使用できるホールは、互助会ホームページから、《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→ライフサポートサービス（葬儀等）》を選び、「イオンのお葬式」をご覧ください。

（2） ㈱ユニクエスト

ア　割引内容

㈱ユニクエストが提供する小さなお葬式を契約したときに葬儀費用を割引します。

イ　割引対象者

会員及び三親等以内の家族

ウ　利用方法

利用する際に、「千葉県公立学校教職員互助会の会員」であることを告げてください。

☎ 0120－968－297（24時間365日受付）

エ　諸注意

各プランの内容等は、互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→ライフサポートサービス（葬儀等）》を選び、ご確認ください。

11-8 引越

（1） アート引越センター㈱

ア　割引内容

引越基本料金の割引

ダンボール、ガムテープ　無料提供あり

家具移動サービス（引越後、1年以内1回）

＊引越繁忙期（3月15日～4月10日）は、引越基本料金の所定の割引

イ　割引対象者

会員及び家族

ウ　利用方法

専用電話番号に「千葉県公立学校教職員互助会の会員」であることを告げ、
引越の申込みをすると割引を受けることができます。

☎ 0120－0123－33

※既にアート引越センターに別途見積依頼・契約等が済んでいる場合、
又はアート引越センターのホームページから依頼した場合は割引対象外です。

※同時期に行う他の優待・特典・キャンペーン等との併用はできません。

（2） ㈱サカイ引越センター

ア　割引内容

引越基本料金の割引

ダンボール※、ハンガーケース、シューズBOX　無料提供あり

※荷物によってサービスの数量に制限あり

＊引越繁忙期（3月15日～4月10日）は、引越基本料金の所定の割引

イ　割引対象者

会員及び家族

ウ　利用方法

専用電話番号に「千葉県公立学校教職員互助会の会員」であることを告げ、
引越の申込みをすると割引を受けることができます。

☎ 0120－72－0041

※既にサカイ引越センターに別途見積依頼・申込・契約等が済んでいる場合、
又はサカイ引越センターのホームページから依頼した場合は割引対象外です。

11-9　リフォーム

（1）㈱ペンタくん

ア　割引内容

塗装事業（外壁・屋根の塗装、防水、ビル洗浄・塗装等）、その他改修工事の工事見積価格（消費税別途）より割引があります。

ただし、一部割引適用除外の場合もあります。

イ　割引対象者

会員及び家族

ウ　利用方法

（ア）　インターネット申込

互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→リフォーム》を選び、「ペンタくんホームページ」（互助会員専用ページ）へ進んでください。

（イ）　電話申込

本社問い合わせ窓口

☎ 0120－616－132（9：00 ～ 18：00　日曜日・年末年始を除く）

お問合せ時に「千葉県公立学校教職員互助会の会員」であることを告げてください。

※契約時には、会員証を提示してください。

（2）㈱木のすまい工房

ア　割引内容

リフォーム事業において、本体工事価格より割引があります。

イ　割引対象者

会員及び家族

ウ　利用方法

問い合わせの際、「千葉県公立学校教職員互助会の会員」であることを告げてください。

来店時は「互助会会員証」を提示してください。

エ　問合せ先

本社･ショールーム　☎ 047－450－2246

11-10　住宅相談

1【不動産仲介】

（1）　提携業者名

提　携　先	支　店　名	連　絡　先
みずほ不動産販売㈱	法人連携室	03－5200－0365 0120－036－595
	柏	04－7167－9511 0120－679－511
	船橋	047－774－0125 0120－374－623
三菱UFJ不動産販売㈱ ※割引特典を受けるには売買契約時までに「紹介カード」を提出してください。	営業開発部職域提携営業グループ	互助会ホームページに掲載されているPDFファイルからQRを読み込んでお申込みください。
三井住友トラスト不動産㈱	首都圏情報営業部	0120－963－301

（2）　割引内容

ア　互助会員及び一親等の親族が提携先の仲介で売買契約が成立した場合、不動産売買に係る仲介手数料の「所定の割引相当額」を減額します。

イ　売却物件の価格査定、購入希望地域の物件資料提供、住宅購入等に係る相談・現地案内等は、原則として無料とします。

（3）　利用方法

提携先各店に直接出向くか、電話によりご相談ください。

各社のキャンペーンや利用方法の詳細は、互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→住宅相談》を選び、掲載されているチラシ等をご確認ください。

2【分譲マンション購入】

（1）　提携業者名

提　携　先	支　店　名	連　絡　先
㈱日本エスコン https://www.es-conjapan.co.jp/	首都圏企画販売部	物件一覧に掲載

（2）　割引内容

販売価格（税抜）より割引

（3）　利用方法

モデルルームを予約する際に、「千葉県公立学校教職員互助会の会員」であることを伝え、当日会員証を持参してください。

11-11 建築

（1） ㈱木のすまい工房

ア　割引内容

四季の気候に順応する、選りすぐりの自然素材と無垢の木で家族が末永く暮らせるすまいをご提案。戸建注文住宅事業において、本体工事価格より割引があります。

イ　割引対象者

会員及び家族

ウ　利用方法

問い合わせの際、「千葉県公立学校教職員互助会の会員」であることを告げてください。
来店時は「互助会会員証」を提示してください。

エ　問合せ先

本社･ショールーム　☎ 047－450－2246

11-12 賃貸不動産

（1） ㈱レオパレス21

ア　割引内容

賃貸借契約にかかる契約金からの割引が受けられます。
ただし、値引きに類する他のサービスや他のキャンペーン等との併用はできません。

イ　割引対象者

会員及び会員の二親等以内の家族

ウ　利用方法

紹介物件から探し、問合せ先へ連絡してください。
問い合わせや契約の際は、「千葉県公立学校教職員互助会の会員」であることを告げ、会員証を提示してください。

エ　問合せ先・申込先

☎ 0120－921－523（10：00 ～ 18：00）

11-13 物販

（1） モノクロマルシェ

ア　割引内容

完全会員制のECモールです。
プレミアム家電・ブランド品・食品・ジュエリー・日用雑貨等様々な商品が最大80% OFF。

イ　割引対象者

会員及び家族

ウ　利用方法

互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→物販》を選び、「モノクロマルシェ」へ進みます。
互助会ホームページに記載されている企業コードを入力し、会員登録してください。

（2） コストコ（ビジネス会員）

ア　割引内容

コストコ年会費が個人会員よりお得なビジネス会員への登録が可能です。
既に個人会員になっている場合も、ビジネス会員へ切替できます。

イ　割引対象者

会員及び家族※
※互助会員がコストコ主会員となる場合、無料家族カードを1枚追加可能です。
ただし、同居・18歳以上の家族に限ります。

ウ　利用方法

受付期間内にコストコホームページオンラインサイトの仮登録サイトから事前申込の上、対象倉庫で手続きを行ってください。
受付期間は毎年事前に告知します。期間外の受付はできません。
倉庫店で手続きを行う際は、事前申込時に発行される受付番号を記入した「クーポン」、「本人確認書類」、「互助会会員証」が必要です。
※クーポンは互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→物販→コストコ（ビジネス会員）》を選び、ダウンロードしてください。

（3） アンティナギフトスタジオ

ア　割引内容

贈り物、カタログギフト専門店のwebサイトにて、クーポンコード入力により商品総額から割引で商品を購入することができます。

イ　割引対象者

会員及び三親等以内の家族

ウ　利用方法

（ア） 互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→物販》を選び、「アンティナギフトスタジオ」へ進みます。

（イ）「アンティナギフトスタジオ」に無料会員登録した上で、商品注文手続きの際、支払い方法入力画面で【注文コード】の欄にクーポンコード（互助会ホームページに掲載）を入力してください。

11-14 ゴルフ場等

（1） 西武プリンスホテルズ＆リゾーツ優待プラン

ア 割引内容

㈱西武・プリンスホテルズワールドワイド関連のゴルフ場について、利用割引が受けられます。

※料金・対象施設等については、互助会ホームページから《現職会員の方へ→パスワード入力→ログイン→あっせんを利用する→ゴルフ場・練習場》を選び、「西武プリンスホテルズ＆リゾーツ優待専用ページ」へ進んでご確認ください。

イ 利用方法

各ゴルフ場へご予約ください。

12 共催事業について

12月に正月用品を安価であっせんしています。（学生協と共催）

13 文化事業について

（1）教育芸術活動等（千葉県教育芸術祭・千葉県教育塔合祀慰霊祭）の助成を行っています。

（2）千葉県教育会館運営費の助成を行っています。

14 心とからだの健康相談について

共済組合厚生班　☎043-223-4121

※相談事業は、令和6年12月時点の情報のため、中止・変更となる場合があります。

14-1 教職員のメンタルヘルス相談

ひとりで悩まないで、まずは相談を！

公立学校共済組合では、各種相談窓口を開設しています。
プライバシーは厳守されるシステムとなっていますので、安心して相談してください。

オンライン上でメンタルヘルスについて相談したい

教職員メンタルヘルスオンライン相談（P44）
臨床心理士や公認心理士がオンライン上で対面相談します。

医療機関で専門の先生に、無料で相談を受けたい

教職員こころの健康相談（P45）
県内の指定医療機関にて、心の悩みに関する相談をお受けします。

カウンセリングルームでメンタルヘルスについて相談したい

電話･面談メンタルヘルス相談（P46）
臨床心理士がカウンセリングします。

Web上で相談したい

Web相談（こころの相談）（P46）
臨床心理士が専用Webにて相談をお受けします。

LINEを使用したメンタルヘルス相談

心ほっとサポート@公立学校共済（P46）
臨床心理士等が心の不調に関する相談にお答えします。

◆教職員メンタルヘルスオンライン相談

●仕事や人間関係などの悩みなどを臨床心理士など専門家と相談できます。

対象者

組合員及び被扶養者。

相談回数

年5回まで利用できます。1回の相談時間は、40分程度です。

ご利用方法

毎週土曜日　14：00 ～ 17：00　予約制
（祝日、12月29日～ 1月3日を除く）
※予約方法は、共済組合ホームページ内組合員専用ページをご確認ください。

相談料

相談料は無料ですが、通信費は相談者の負担となります。

◆教職員こころの健康相談　面接相談

県内の指定医療機関において、専門医等によるこころの健康相談が無料で受けられます。

対象者

組合員に限る。ただし、組合員本人に関する相談の場合は、家族からの相談も可。

ご利用方法

①利用しようとする医療機関に電話し、「教職員こころの健康相談を希望します」と告げ、相談日を打ち合わせてください。

②相談をする時は、医療機関に健康保険の資格情報が確認できるもの（資格確認書等）を提示してください。

その他

①相談を受けた方の氏名、所属等プライバシーに関することが、所属、県教育委員会、公立学校共済組合千葉支部に知らされることは一切ありません。

②医師の判断により医療行為を必要とする場合には、保険診療により、自己負担となります。

指定医療機関（※状況により変更となる可能性があります）

①いやしのメンタルクリニック誉田	千葉市緑区誉田町2-2307-161	☎043-312-2586
②そが西口クリニック	千葉市中央区今井2-4-7 新月ビル3階	☎043-305-2207
③稲毛海岸神経科クリニック	千葉市美浜区高洲3-14-1 和紅ビル4階	☎043-303-1567
④せんげん通りクリニック	千葉市稲毛区稲毛東3-8-13 丸十・海浜不動産ビル4階	☎043-239-6021
⑤桜並木診療医院	千葉市花見川区花園1-19-2	☎043-216-3828
⑥こころクリニック船橋	船橋市本町6-2-19 日光屋ビル3階	☎047-460-1716
⑦吉岡医院	市川市市川2-28-15	☎047-326-7760
⑧常盤平神経科クリニック	松戸市常盤平5-20-1-2-202	☎047-384-3121
⑨松戸診療所	松戸市根本2-20 リリー松戸1階	☎047-710-9738
⑩しのだの森ホスピタル	八千代市島田台1212	☎047-488-2218
⑪ひだクリニック	流山市南流山1-14-7	☎04-7150-8141
⑫志津クリニック	佐倉市上志津1669 ヴァンベール志津201	☎043-462-5622
⑬さわら心のクリニック&相談室	香取市玉造2-10-11	☎0478-55-9550
⑭あさひメンタルクリニック	旭市イ3583	☎0479-60-5600
⑮銚子こころクリニック	銚子市西芝町13-7	☎0479-22-7300
⑯ポプラクリニック	茂原市高師1017	☎0475-23-3111
⑰大多喜病院	夷隅郡大多喜町上原786	☎0470-82-2714
⑱亀田クリニック	鴨川市東町1344	☎04-7099-2211
⑲田村病院	館山市館山183	☎0470-22-1370
⑳きみつ心療クリニック	君津市東坂田1-5-10 2階	☎0439-54-6455
㉑市原メンタルクリニック	市原市五井中央東1-16-12	☎0436-24-5300

※令和6年12月末現在の指定医療機関であるため、令和7年度の指定医療機関については、共済ホームページに掲載の「福利厚生事業の利用案内」で御確認ください。

◆電話・面談メンタルヘルス相談

臨床心理士の相談が無料で受けられます。

〔電話による無料相談〕

電話番号　0800-700-5680

受付時間　月～土　10:00～22:00

（祝日・年末年始を除く）

対象者　公立学校共済組合員及び被扶養者

相談回数　制限なし。１回の相談は20分程度です。

〔面談によるカウンセリング〕

電話番号　0800-700-5680

予約受付時間　月～土　10:00～20:00

（祝日・年末年始を除く）

対象者　公立学校共済組合員及び被扶養者

相談場所　全国提携のカウンセリングルーム（県内11ヶ所）

相談回数　年５回まで無料。１回の相談時間は50分程度です。

◆Web相談（こころの相談）

聴覚障害をお持ちの方も利用可能です。

URL　https://www.mh-c.jp/

ログイン番号　783269

受付時間　24時間365日

対象者　公立学校共済組合員及び被扶養者

相談回数　制限なし。

返信について　３営業日以内に返答します。

◆心ほっとサポート@公立学校共済（LINE相談）

受付時間　毎週土曜・日曜・月曜　18:00～22:00

対象者　公立学校共済組合員

アカウントID　@kouritukyosai_mh

友達追加用2次元コード

14-2 教職員電話健康相談24

保健師、看護師、栄養士等の資格をもつ健康相談の専門家が相談をお受けします。
また、専門医相談や小児救急相談も受け付けています。

電話番号 0800-777-8349 24時間365日対応

対象者 公立学校共済組合員及び被扶養者

相談回数 制限なし。

〔専門医相談〕※予約制。上記電話番号に電話し、予約をしてください。

相談対応者 専門医

相談回数 制限なし。1枠15分程度です。

〔小児救急相談〕※予約不要

相談対応者 小児科医

相談回数 制限なし。

14-3 女性医師電話相談

男性医師にはききにくい、または受診を躊躇してしまう相談を女性医師及び看護師がお受けします。

電話番号 0120-215-579 予約受付時間 月～土 10:00～21:00（祝日・年末年始を除く）

対象者 公立学校共済組合員及び被扶養者（女性のみ）

相談回数 制限なし。女性医師による相談は1回最長20分、看護師による相談は1回10分を目安とします。

14-4 介護電話相談

ケアマネージャーや社会福祉士が介護の悩みや不安に対応します。

電話番号 0120-515-579 受付時間 月～金 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

対象者 公立学校共済組合員及び被扶養者

相談回数 制限なし。

15 ライフプランづくり

福利課厚生班　☎043-223-4121
共済組合厚生班　〃

健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、国においては「人生100年時代構想会議」が開かれるなど、人生100年時代を見据えた検討がされております。これからの長い人生を自分らしく有意義に、充実して過ごすためにも、自分の未来を見据えて情報を収集し、計画を立てることは、大変重要です。

県教育委員会では、教職員の生涯生活設計の確立と、その実現への取組を支援するため、共済組合、互助会との連携協力により、各種事業を実施します。

主な事業

事　業　名	内　容	時　期
退職者向け研修資料の掲載	年金、退職手当、退職後の健康保険等退職前後の諸制度についての研修資料を公立学校共済組合千葉支部ホームページに掲載します。	11～3月

ライフプランコーナー（ホテルポートプラザちば１F）

※空調機器の故障により当面の間利用を休止しています。

談話室	サークルの打ち合わせ、グループの団らん、待ち合わせにご利用ください。
多目的ルーム	各サークル活動、趣味の作品の発表などにご利用ください。

談話室・多目的ルーム利用時間

施設名	時間等	
談話室	月・木・金 9：00～21：00 火　17：00～21：00 水　9：00～17：00	事前申込みにより利用可能
多目的ルーム	月～金 9：00～21：00	
	土・日・祝日 9：00～17：00	

利用料金 無料

※ご利用の申込みは、ご利用月の２か月前の１日からお願いします。（土日祝の場合は、次の日から受付）

16 退職したとき

組合員・会員であった方が退職したときは、次のような給付が受けられます。

――共済組合――

16-1 老齢厚生年金

17 共済組合の年金（長期給付）について P50参照

16-2 任意継続組合員

共済組合給付・年金班(給付担当) ☎043-223-4118

退職の日の前日まで引き続き１年以上組合員（暫定再任用職員（フルタイム）及び短期組合員の期間を含む）であった方は、任意継続組合員になることを希望する旨を所属を通じて申し出たうえ、退職の日から起算して20日以内に掛金を払い込むと、退職後も２年間は在職中とほぼ同じ短期給付を受けることができます。

――互助会――

16-3 退職慰労金

互　助　会　☎043-223-4119

互助会員が資格を喪失した場合、互助会から退職慰労金を返還します。

毎月（平成25年度以降）、納入した会費に積立率（50/100）を乗じて算出した額を積み立て、その合計額を返還します。

平成24年度末以前に入会した会員については、平成24年度末時点において算定式により計算した額を上記返還額に加算します。

＊平成24年度末時点の積立額算定式

平成24年度末の給料の月額×１/30＝給料日額（円未満切捨て）
給料日額×調整数×加入年数＝平成24年度末の積立額（円未満切捨て）
※資格停止期間は加入年数に含まれません。
育児休業等による会費免除期間は加入年数に含まれます。
※平成24年度末に資格停止をしていた会員、特例期間を有する会員等については、一部計算方法が異なります。

17 共済組合の年金（長期給付）について

共済組合給付・年金班（年金担当） ☎043-223-4116

公立学校共済組合の一般組合員は、次の長期給付を受けることができます。

また、一般組合員及びその被扶養配偶者（20歳以上、60歳未満の者）は国民年金制度の被保険者となっていますので、国民年金法に基づく基礎年金も受けることができます。

老齢厚生年金　障害厚生年金　障害手当金　遺族厚生年金

1　老齢厚生年金

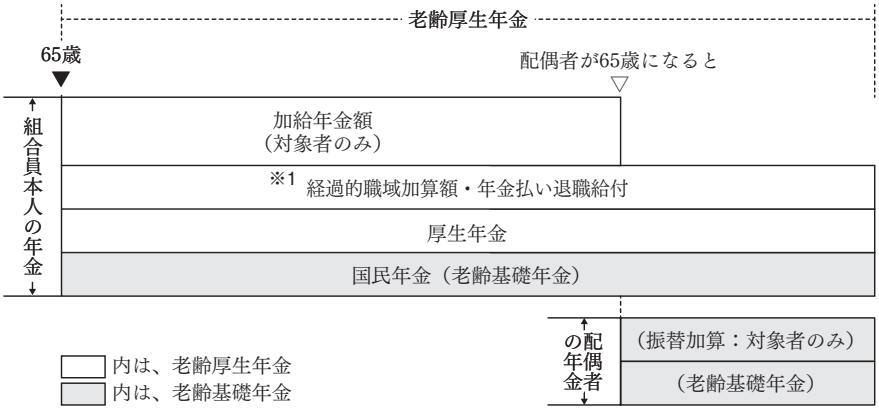

※１　平成27年10月以降に受給権が発生する方で平成27年９月までの組合員期間がある方については、経過措置として、その期間に応じた職域年金部分の年金「経過的職域加算額」が支給されます。平成27年10月以降の一般組合員期間については、新たな年金制度として、「年金払い退職給付」が設けられています。

（１）老齢厚生年金

１つの被保険者期間（注１）が１か月以上で被保険者期間等（注２）が10年以上ある方が65歳に達したときに年金請求手続を行うことにより支給が開始されます。

注１　被保険者期間

公務員共済・厚生年金・私立学校教職員共済の加入期間のことです。

注２　被保険者期間等

「被保険者期間等」とは、次に掲げる期間を合算した期間のことです。

・平成27年９月までの地方公務員共済組合又は国家公務員共済組合の組合員期間
・厚生年金保険の被保険者期間
・私立学校教職員共済法の加入者期間
・国民年金法の第１号被保険者期間のうち保険料を納付した期間
・国民年金法の第３号被保険者期間（被用者年金各法の組合員、加入者又は被保険者の被扶養配偶者であった期間）
・国民年金法に規定する保険料免除期間又は合算対象期間

（２）年金の繰上げ・繰下げ支給

老齢基礎年金及び老齢厚生年金の支給開始年齢は65歳ですが、希望により65歳前に繰り上げて又は66歳以降に繰り下げて受給することもできます。

ア　老齢基礎年金の繰上げ受給

60歳以降の希望する時から65歳になるまでの間に繰り上げて受給することができます。ただし、繰上期間に応じて減額された年金を一生受給する等の制限があります。また、繰上げを希望する場合は、イの老齢厚生年金も同時に繰り上げる必要があります。

イ　老齢厚生年金の繰上げ受給

60歳以降の希望する時から65歳になるまでの間に繰り上げて受給することができます。ただし、繰上期間に応じて減額された年金を一生受給する等の制限があります。また、繰上げを希望する場合は、アの老齢基礎年金も同時に繰り上げる必要があります。

ウ　老齢基礎年金の繰下げ受給

65歳からの受給を66歳～75歳に繰り下げることで、繰下期間に応じて増額した年金を受給することができます。なお、繰下げ請求の手続は66歳以降にすることができます。また、繰上げ受給とは違い、エの老齢厚生年金とは別々に繰り下げることができます。

エ　老齢厚生年金の繰下げ受給

65歳からの受給を66歳～75歳に繰り下げることで、繰下期間に応じて増額した年金を受給することができます。なお、繰下げ請求の手続は66歳以降にすることができます。また、繰上げ受給とは違い、ウの老齢基礎年金とは別々に繰り下げることができます。

2　障害厚生年金

一般組合員である間に初診日（注３）のある傷病により、障害認定日（注４）に働くことに制限が加わる程度の障害状態となったときは、障害の事由による年金を請求することができます（保険料納付要件あり）。障害等級（注５）が１級、２級又は３級の障害に該当すると認定された場合、「障害厚生年金」が決定されます。

なお、障害等級が１級、２級の障害と認定されたときは、「障害基礎年金」も併せて決定されます。（注６）

被用者年金一元化により平成27年10月からは在職中も障害厚生年金（障害共済年金）が支給されます。また、障害認定日に障害状態になかった方が、その後65歳に達する日の前日までに、同一傷病により３級以上の障害状態となった場合（事後重症制度）にも、年金を受けることができます。

注３　初診日

病気にかかり、又は負傷した者が、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいいます。

注４　障害認定日

初診日から起算して１年６月を経過した日をいいます。

注５　障害等級

障害認定日に達した時点で共済組合に診断書（所定様式あり）や必要書類を

提出し認定を受けます。

年金制度の障害等級は、障害者手帳の障害等級とは基準が異なります。

注６　障害等級68歳以下１級1,020,000円、２級816,000円

69歳以上１級1,017,125円、２級813,700円（令和6年度年額）

18歳未満で受給権者によって生計を維持している子がいる場合等は加算があります。

※同一の傷病による障害厚生年金（障害共済年金）と傷病手当金を受給する場合、傷病手当金が調整されます。

3　障害手当金

一般組合員である間に初診日のある公務によらない傷病が初診日から５年以内に治り、障害厚生年金が支給されない程度の一定の障害の状態にあるときに支給されます。

4　遺族厚生年金

一般組合員又は老齢厚生年金の受給権者等が死亡したとき、その遺族（注７）に支給されます（保険料納付要件あり）。

遺族厚生年金を受けることができる配偶者が、未婚の18歳に達する日の属する年度の末日までの子又は障害等級１級、２級の障害状態にある20歳未満の子と生計を同じくしている場合には「遺族基礎年金」も併せて支給されます。

注７　遺族の範囲

一般組合員又は一般組合員であった者の死亡当時、その者によって生計を維持されていた次の方で、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円（年間所得655万5千円）以上とならないと認められる方です。

①配偶者及び子（子については、18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある方又は障害等級1級、2級の障害の状態にある20歳未満の方でいずれも未婚の方に限ります。）

②父母

③孫（①の子と同じ。）

④祖父母

※遺族のうち、夫、父母及び祖父母については、受給権発生時55歳以上であること。なお、60歳になるまで支給が停止されます。

ただし、遺族基礎年金を受給する権利がある夫に対する遺族厚生年金は、支給停止されません。

5　その他の注意事項

（１）退職一時金の返還

過去に公務員を退職し、「退職一時金」の支給を受けた方が、その後公務員として再就職して老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有することとなった場合、（組合員期間が20年以上のものに限る）その支給を受けた「退職一時金」の額に利子を加えた額を返還することになります。

また、遺族厚生年金の受給についても、死亡した方が返還すべきであった金額を返還していただくこととなります。

（２）年金の併給調整

複数の年金を受ける権利（前記、被用者年金期間の老齢、退職を事由とする給付及び同一事由による国民年金法に基づく基礎年金を除く。）が生じたときは、原則として、いずれか１つの年金を選択して受給することとなります。

（３）再就職等による年金の支給停止

再就職して年金制度に加入する場合、加入期間中は、収入に応じて老齢厚生年金の一部が支給停止されます。その場合は、以下の計算式により、全部又は一部が支給停止となります。年金制度に加入しない場合は、年金の支給停止はありません。

総報酬月額相当額が50※万円を超える場合

支給停止月額 ＝（総報酬月額相当額 ＋ 基本月額 － 50※万円）× 1/2

※なお、停止基準額「50万円」は変動します。

㈱総報酬月額相当額：標準報酬月額とその月以前１年間の標準賞与の総額を1/12した額の合計です。

基本月額：老齢厚生年金の月額（経過的職域加算額、加給年金額を除く）

（４）離婚等による年金分割制度

離婚等をした場合、当事者の合意または裁判所の決定があれば、婚姻期間についての年金を分割（当事者双方の婚姻期間中の標準報酬合計額の1/2を上限とする）することができます。

２以上の被保険者期間を有する場合の離婚分割については、平成27年10月の被用者年金一元化後から、個別に分割請求するのではなく、まとめて全ての期間について分割請求することになりました。

なお、この分割制度は、平成19年４月以後に離婚等をした場合が対象となります。分割対象の期間については、平成19年４月以前の婚姻期間も含まれます。

また平成20年４月以後に被扶養配偶者と離婚等をした場合、平成20年４月以後の国民年金第三号被保険者期間については、当事者の合意の有無に関わらず厚生年金の1/2を分割することができます。

どの場合も、請求期限は離婚等をした日の翌日から２年となっています。

6　年金待機者登録

一般組合員の方で65歳に達する前に退職したときは、将来の老齢厚生年金の支給に備えて、組合員期間及び給料記録を登録しますので「退職届書」を提出してください。

登録後に「年金待機者登録通知書」を送付しますので大切に保管し、支給開始年齢に達して受給権が発生した時点で年金の請求手続を行ってください。

7　60歳前に退職した場合の他の公的年金への加入手続

20歳から60歳までは何らかの公的年金制度に加入する必要があります。

退職後速やかに該当する公的年金制度への加入手続を行ってください。就職する場合は事業主、自営・無職の場合は、市町村の年金窓口で手続を行います。

配偶者の被扶養者となる場合は、配偶者の事業主へ手続を行ってください。

18 退職手当について（県職員及び県費負担教職員の場合）

福利課福利班　☎043-223-4115

退職手当は、職員が退職した場合に「職員の退職手当に関する条例」に基づき、支給される手当です。

1　支給対象

退職手当の支給対象者は、県から給与の支給を受けている常勤職員で勤続６か月以上の方です。

なお、職員が死亡退職した場合は、その遺族に支給します。（遺族の範囲及び順位については、条例の規定による）

2　算定方法

退職手当額 ＝ 退職手当の基本額 ＋ 退職手当の調整額

↓ 退職手当の基本額は以下の算式で求めます。

退職手当の基本額（端数切捨て） ＝ 退職時の給料月額 × 支給割合

○退職時の給料月額

給料月額には、教職調整額、給料の調整額、教頭の４級加算額、役降差額を含めます。なお、給料月額は給料表記載の額をそのまま適用するので、給与明細の額とは一致しません。給料月額の７割措置が適用されている60歳以上の職員は、給料表の70％の額を算定に用います。

※勧奨退職に対する特例措置

年齢が50歳から59歳で25年以上勤続され、かつ59歳に達した年度の３月31日までに勧奨で退職される方は、特例として給料月額は下記の計算により割り増しされます。

給料月額 ×（１＋0.03×(60－年齢)）

○支給割合

勤続期間及び退職事由に応じた支給割合が適用されます。60歳に達した日以降に、非違によることなく退職した場合、退職事由は「定年」として、支給割合を求めます。（P57支給割合早見表参照）

なお、在職期間中に育児休業や休職等の期間がある場合には、その期間の２分の１が除算されます。ただし、育児休業期間のうち、子が１歳に達した日の属する月までの期間については、その期間の３分の１を除算します。また、組合専従等の期間がある場合はその全期間を除算します。

○退職手当の基本額に係る特例（退職手当条例第５条の２・附則19）

平成18年４月１日以降、給料の減額改定以外の理由（※１）により、退職日の給料月額が、当該理由が生じた日の前日の給料月額（以下、減額前給料月額）より下がった場合、下記のとおり基本額を算定します。（退職手当条例 第５条の２）

減額前給料月額 × 減額日前日までの勤続期間に応じた支給割合 ＋ 退職日給料月額 × （退職日までの勤続期間に応じた支給割合 － 減額日前日までの勤続期間に応じた支給割合）

なお、給料月額の７割措置により給料月額が下がった者のうち、７割措置を受けるよりも前に給料の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがあり、その減額前の給料月額が最も高い場合は、下記のとおり基本額を算定します。（退職手当条例 附則19）

７割措置前の減額前給料月額（最も高い給料月額） × ７割措置前の減額日前日までの勤続期間に応じた支給割合

＋ ７割措置による減額前給料月額 × （７割措置による減額日前日までの勤続期間に応じた支給割合 － 7割措置前の減額日前日までの勤続期間に応じた支給割合）

＋ 退職日給料月額 × （退職日までの勤続期間に応じた支給割合 － ７割措置による減額日前日までの勤続期間に応じた支給割合）

（※１）給料の減額改定以外の理由

- 教育職の共通給料表導入（H24.4.1）に伴う減額
- 給料の調整額の調整数の変更に伴う減額
- 給料の調整額の打ち切りに伴う減額
- 給料表異動に伴う減額
- 降格に伴う減額
- 給料月額の７割措置

○退職手当の調整額

在職期間中に属していた職員の区分に応じて定める額（調整月額）のうち、金額の多いものから60月（５年）分の調整月額が加算されます。

退職手当の調整月額及び職員の区分は、下表のとおりです。

区分	調整月額	対象職員				
		教育職（二）	行政職	医療職（二）	研究職	技能労務職（H23.4.1 ～）
3	59,550円	５級（20%）	８級	８級	５級	
4	54,150円	５級（上記以外）	７級	７級	４級（管理職手当３種又は４種）	
5	43,350円	４級	６級	６級（管理職手当受給者）	４級（管理職手当７種）	
6	32,500円	３級、２級（10%）	５級	６級（上記以外）	４級（上記以外）	５級（10%）
7	27,100円	２級（５%）	４級	５級	３級（上席研究員等の職）	５級（上記以外）
8	21,700円	２級、１級（５%）	３級	４級、３級	３級（上記以外）	４級

※区分１・２は、省略しています。　※（　）内の数字は役職加算割合　※調整月額は令和5年3月31日現在の金額です。

（注）下記に該当する場合、退職手当の調整額は半減、又は加算されません。

退職事由	勤続年数	調整額
自己都合	10年未満	なし
	10年以上25年未満	半減
自己都合以外	5年未満	半減

《計算例》

令和３年４月１日から教育職（二）２級（役職加算10%）の教諭が令和８年３月31日で退職する場合、

32,500円 × 60月 = 1,950,000円

が退職手当の調整額となります。

3　経過措置

上記により算定した額よりも平成18年４月改正前の退職条例（旧条例）によって平成18年３月31日に退職したと仮定して計算した額（旧制度算定）の方が多いときは、その額を支給します。

旧制度算定額の求め方

H18.3.31　現在の給料月額　※1	×	実際の退職と同じ理由による改正前の支給割合（勤続期間はH18.3.31までとする）※2

※1　H18.３.31における「給料の調整額」については、経過措置による保障額を含みます。
　　また、勧奨退職に対する特例措置は、H18.３.31の時点で判断します。
※2　支給割合は旧制度の支給割合から算定します。
※3　技能労務職の方は、平成23年３月31日に同じ理由で退職したと仮定して計算した額とも比較して、最も高い額を支給します。

※支給例（概算額）

教諭　R8.3.31　60歳時点退職　勤続38年

⇒　退職手当額　約2,200万円

※上記は令和８年３月31日に60歳時点退職をする場合の一般的な例であり、職種・給料・退職事由・採用年月日・休職等の各種の条件により金額はそれぞれ異なります。

※実際には、上記金額から税金（退職手当に係る所得税と住民税）や貸付金（該当者のみ）を差し引かれた金額が支給されます。また、退職手当に係る税金ではありませんが、住民税の特別徴収分の残額を差し引かれる場合があります。

退職手当・支給割合早見表

退職事由 ＼ 勤続期間	第3条			第4条		第5条	
	自己都合	公務外傷病	公務外死亡・通勤傷病定年・勤奨十一年未満	公務外死亡・通勤傷病定年・勤奨二十五年未満十一年以上	勤務公署移転二十五年未満	公務外死亡・通勤傷病定年・勤奨勤務公署移転二十五年以上	公務上死亡・公務上傷病整理
1	0.5022	0.837	0.837		1.04625		1.2555(3.6a)
2	1.0044	1.674	1.674		2.0925		2.511(4.5a)
3	1.5066	2.511	2.511		3.13875		3.7665(5.4a)
4	2.0088	3.348	3.348		4.185		5.022(5.4a)
5	2.511	4.185	4.185		5.23125		6.2775
6	3.0132	5.022	5.022		6.2775		7.533
7	3.5154	5.859	5.859		7.32375		8.7885
8	4.0176	6.696	6.696		8.37		10.044
9	4.5198	7.533	7.533		9.41625		11.2995
10	5.022	8.37	8.37		10.4625		12.555
11	7.43256	9.2907		11.613375	11.613375		13.93605
12	8.16912	10.2114		12.76425	12.76425		15.3171
13	8.90568	11.1321		13.915125	13.915125		16.69815
14	9.64224	12.0528		15.066	15.066		18.0792
15	10.3788	12.9735		16.216875	16.216875		19.46025
16	12.88143	14.3127		17.890875	17.890875		20.8413
17	14.08671	15.6519		19.564875	19.564875		22.22235
18	15.29199	16.9911		21.238875	21.238875		23.6034
19	16.49727	18.3303		22.912875	22.912875		24.98445
20	19.6695	19.6695		24.586875	24.586875		26.3655
21	21.3435	21.3435		26.260875	26.260875		27.74655
22	23.0175	23.0175		27.934875	27.934875		29.1276
23	24.6915	24.6915		29.608875	29.608875		30.50865
24	26.3655	26.3655		31.282875	31.282875		31.8897
25	28.0395	28.0395				33.27075	33.27075
26	29.3787	29.3787				34.77735	34.77735
27	30.7179	30.7179				36.28395	36.28395
28	32.0571	32.0571				37.79055	37.79055
29	33.3963	33.3963				39.29715	39.29715
30	34.7355	34.7355				40.80375	40.80375
31	35.7399	35.7399				42.31035	42.31035
32	36.7443	36.7443				43.81695	43.81695
33	37.7487	37.7487				45.32355	45.32355
34	38.7531	38.7531				46.83015	46.83015
35	39.7575	39.7575				47.709	47.709
36	40.7619	40.7619				47.709	47.709
37	41.7663	41.7663				47.709	47.709
38	42.7707	42.7707				47.709	47.709
39	43.7751	43.7751				47.709	47.709
40	44.7795	44.7795				47.709	47.709
41	45.7839	45.7839				47.709	47.709
42	46.7883	46.7883				47.709	47.709
43	47.709	47.709				47.709	47.709
44	47.709	47.709				47.709	47.709
45	47.709	47.709				47.709	47.709

㈱1．上表は、83.7/100の調整率を乗じた後の支給率です。
2．（　　）内は最低保証額です。ａは基本給月額を示し、基本給月額とは、給料、扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいいます。

19 ホテルポートプラザちばについて

共済組合　☎043-223-4121

公立学校共済組合千葉支部組合員の皆様へ

ホテルポートプラザちば

各種補助のご案内

千葉支部直営施設(ホテルポートプラザちば)を利用する場合、利用料金の一部を補助します。ご宿泊、ご会合、ご宴会、レクリエーションなど、多目的にご利用いただけます。

電話 043-247-7211

千葉市中央区千葉港 8-5（京葉線・モノレール千葉みなと駅前）

Stay

千葉みなと駅前の好立地。宿泊補助でお得に泊まろう！

宿泊補助（対象）組合員と被扶養者

お一人様1泊税抜き6,000円以上の利用で
3,000円を補助

補助をご利用の場合、ご到着時に全員分の利用補助券（宿泊3千円券）の提出、組合員証（保険証）の提示をお願いします。

利用補助券は公立学校共済組合千葉支部ホームページでダウンロード、印刷のうえご持参ください。

●公立学校共済組合「やすらぎの宿」ホームページからも、ご予約いただけます。

Party&Banquet

食事会・ご宴会などには、会食補助や慶弔補助を使おう。

●会議・宴会補助、慶弔補助は、宴会またはレストランのどちらでもご利用いただけます。
●慶弔補助は、七五三・入学・卒業・成人式・誕生日・法事などにご利用いただけます。

会議・宴会補助（対象）組合員・被扶養者・組合員の1親等の親族

お一人様税抜き1,000円以上の利用で500円を補助
お一人様税抜き4,000円以上の利用で2,000円を補助

補助をご利用の場合、全員分の宴会食事5百円券または宴会食事2千円券を、公立学校共済組合千葉支部ホームページより出力のうえご提出、組合員証（保険証）の提示をお願いします。

1親等の親族が補助券を使用する場合、組合員か被扶養者の同伴が必要となります。

慶弔補助（対象）組合員と被扶養者

お一人様3,000円以上の親族の慶弔行事を利用で
総額の30%を補助（最高10万円）

慶弔補助をご利用の場合、ホテルホームページ（組合員専用ページ）より補助申請用紙をダウンロード、印刷のうえご持参ください。

Restaurant

レストランのお食事や、おすすめ商品のご購入でも使える補助！

レストラン・喫茶等補助（対象）組合員・被扶養者・組合員の1親等の親族

お一人様税抜き1,000円以上の利用で500円を補助

お一人様税抜き4,000円以上の利用で2,000円を補助

補助をご利用の場合、全員分の宴会食事5百円券または宴会食事2千円券を、公立学校共済組合千葉支部ホームページより出力のうえご提出、組合員証（保険証）の提示をお願いします。

1親等の親族が補助券を使用する場合、組合員か被扶養者の同伴が必要となります。

●レストランでのランチや、人気のロールケーキなどのテイクアウトに、是非ご利用ください。

ホテルポートプラザちば

ホテルシェフの料理やスイーツをご自宅で気軽に楽しめます！

特選おすすめ商品

期間限定で職場へ無料配達するキャンペーンもやってます！

令和7年度教育事務所別職場配達キャンペーンの予定期間

東上総5月・葛南6月・千葉市6月・北総7月・南房総9月・東葛10月

●無料配達の条件など詳しいご案内を期間前に職場へお送りします。 ●記載の内容は令和6年11月のもので、変更となる場合がございます。

ホテルの定番　王道ロールケーキ

みなとロール（18cm×9cm×5.7cm）

店頭価格1,300円（税込）

宴会食事5百円券を使うと

800円

北海道産牛乳で作った生クリームを、ロどけの良いこだわりのスポンジで巻きました。ホテルのパティシエが監修した人気の商品です。

中華料理長の自信作

肉まん4個（150g×4個）

店頭価格1,300円（税込）

宴会食事5百円券を使うと

800円

ホテルの味をご家庭で。ふんわり皮と肉汁たっぷりの餡。料理長が味と素材にこだわった自慢の肉まんがご自宅でお愉しみいただけます。

●肉まんは加熱調理前の生の状態で冷凍しています。必ず加熱調理してお召し上がり下さい。

千葉県産ブランド豚で作る

特製チャーシュー（1kg　500gパック2個）

店頭価格4,500円（税込）

宴会食事2千円券を使うと

2,500円

中華料理長監修特製タレでじっくり煮込んだ柔らかで上質な味わい。素材にもこだわり千葉県産ブランド豚の「元気豚」で作りました。

人気商品　ご要望にお応え復活！

大きいチーズスフレ（7号　21cm）

店頭価格4,500円（税込）

宴会食事2千円券を使うと

2,500円

クリスマスケーキの商品として人気を博したチーズスフレが、販売キャンペーンで復活。パティシエ秘伝のレシピを基に作った逸品です。

利用補助券の発行枚数（１年度につき）

組合員１人あたり（宿泊３千円券１２枚・宴会食事２千円券８枚・宴会食事５百円券４枚）です。いずれも利用金額（税抜き）の半額以下について補助券１枚を使用できます。ただし、おせち料理のみ補助券を複数枚数利用することができます。また、被扶養者（一部１親等の親族）も利用可能ですが、この分も組合員の利用枚数に含めます。

※掲載内容は令和６年１１月時点での情報となり、今後変更となる場合がございます。

ウエディング事業終了のお知らせ

ホテル開業より多くのご結婚式、披露宴をお手伝いさせていただいておりましたが、諸般の事情により２０２５年３月31日をもちましてウエディング事業を終了することとなりました。急なお知らせとなりましたことをお詫び申し上げますと共に、ウエディング事業の運営に際し、多くの温かいお言葉を頂戴いたしましたこと心より感謝申し上げます。今後も、更なるサービス向上に努めて参りますので、引き続き変わらぬご厚誼を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

教育関係福祉団体のしおり

事業についてのお問い合わせは

一般財団法人千葉県教育会館維持財団
千葉市中央区中央4－13－10
TEL 043 － 227 － 6141
FAX 043 － 227 － 4555

公益財団法人日本教育公務員弘済会千葉支部
千葉市中央区中央4－13－10 千葉県教育会館新館7階
TEL 043 － 224 － 8851
FAX 043 － 224 － 0048

千葉県学校生活協同組合
千葉市中央区中央4－13－10 千葉県教育会館新館6階
TEL 043 － 224 － 6294
FAX 043 － 225 － 2130

教職員共済生活協同組合千葉県事業所
千葉市中央区中央4－13－10 千葉県教育会館新館7階
TEL 043 － 224 － 3701
FAX 043 － 225 － 5492

一般財団法人教職員保険センター
千葉市中央区中央4－13－10 千葉県教育会館本館5階
TEL 043 － 227 － 6626
FAX 043 － 227 － 6623

※教職員の福祉にかかわりをもつ上記の団体で
教職員福祉協議会を構成しています。

千葉県教職員福祉協議会

千葉市中央区中央4－13－10　千葉県教育会館新館7階
TEL 0120－98－5299
FAX 0120－98－5298
https://fukusi-k.jp

一般財団法人千葉県教育会館維持財団

拠出金の拠出状況

公立小・中・高・特別支援学校全教職員のほとんどの方のご協力をいただいています。
給与月額の1,000分の３を７ヶ年（84回）給与控除させていただくものです。

千葉県教育会館とは？

子ども達と先生方の為に、教育の殿堂として建設された歴史と伝統のある施設です。
教育関係団体や福利厚生団体が入居し、会議室の貸出し、千葉県教育芸術祭の開催、
千葉県教育塔合祀慰霊祭の執行、標準学力検査作成・販売等をおこなっています。

千葉県教育会館は、先生方の拠出金で維持されています！

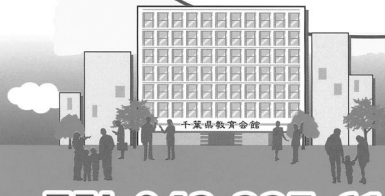

▶▶ 詳しくはＨＰをご覧ください http://chibaken-kaikan.or.jp/

一般財団法人 千葉県教育会館維持財団

TEL 043-227-6141 / FAX 043-227-4555

公益財団法人日本教育公務員弘済会千葉支部

1枚で分かる千葉教弘

全国52万人の教職員仲間とともに！

まずは
①教弘のサポーターになる（日教弘会員になる）
　会費無料で全国を網羅する豊富な「会員サービス」を
　特別価格でご利用できます　　新規会員募集中！

さらに
②教弘保険に加入する（千葉教弘会員になる）
　日々の生活の安心は
　低廉で男女、年齢同一の保険料「教弘保険」で！

その結果
③事業を通して「たすけあい」の輪に参加
　教弘事業は教弘保険の配当金で運営され
　教育界に還元されます
・奨学事業　→子どもたちへ
・研究助成・教育文化事業　→学校や教職員へ
・福祉事業（千葉教弘会員）→千葉教弘会員とご家族へ

月日瞳あいみぃ

まずはここから
会費無料の日教弘会員になるには？

QRコードで簡単申込→→→

共済事業：ジブラルタ生命、損保事業：東京海上日動
それぞれの学校担当者が訪問させていただきます

公益財団法人日本教育公務員弘済会千葉支部
TEL：0120-10-8851（無料）　https://chibakyoko.jp

千葉県学校生活協同組合

“みんなでつくる安心生活　みんなでつくる学生協”

お問い合わせは、0120-24-6294　フリーダイヤルへ

消費者として学んだ知恵を寄せ合い、ゆとりある暮らしづくりをめざしていきます。

安心・安全・安価な商品を求め、生活経済を応援していきます。

組合員全員の参加により、協同の力を大きくし、利便性をたかめていきます。

おもな供給・サービス事業

- ●食品・書籍・雑貨・CDなどの共同購入
- ●「くらしと生協」カタログの通信供給
- ●職員が職場を訪問して商品紹介を行う外販供給
- ●提携指定店の学校訪問による指定店供給
- ●組合員価格で給油できるENEOS ASSOCカード・出光カードの利用
- ●提携特約店などの割引利用
- ●年会費無料のDCVISAゴールドカードの国内外利用

おもな保険事業

- ●グループ保険
  - 基本コース、家族支援コース、医療コース、重病保障コース、療養補償コース、傷害コース、就業不能支援コース、介護支援コース
- ●アフラック
  - がん保険WINGS、医療保険EVERシンプルなど
- ●東京海上日動火災保険
  - 自動車保険、団体がん保険、教職員賠償責任保険
- ●大樹生命、富国生命、明治安田生命、かんぽ生命、三井住友海上（自動車）

加入するには？

出資金 1,500 円を一度お預かりするだけ。出資金は増えていき、退会時、全額お返しします。

- ○　出資金には学生協の運営状況や個人の利用状況により、配当金や割戻金が付加され、増えていきます。
- ○　退職等の退会時には、お預り出資金を全額返還します。また、退職後も組合員を継続することができます。

（出資配当・利用割戻しは、事業年度決算により変動します。毎年保証するものではありません。）

学生協　指定店・特約店（提携店）一覧

指定店事業

安心・安全な商品やサービスを信用できる商社が提供します。職場を訪問してご案内いたします。

【貴金属・時計】
- ㈱ジュエルはま　043-202-8001
- ㈱勉強堂　043-225-7721
- ㈱麒麟屋　043-224-5031
- ㈱エヌジェー　03-5817-7525
- ㈱アクィーラ　090-3347-2649
- ㈱ジュエルサンショウ　03-3643-5005
- ㈱ジュエルトラスティー　03-5437-0511

【紳士服・婦人服】
- 銀座テーラー　043-259-4325
- 布施洋服　043-222-6738
- 紳士服婦人服ふじ　0438-22-5592

【寝具】
- 東洋羽毛北関東販売㈱　043-486-6745

【メガネ】
- ㈲オリオン　04-7184-8391
- ㈱ジュン　03-6263-0897

【整水器】
- ㈱日本トリム　043-203-3020

【印章】
- 大日本印相　090-8680-8005

【化粧品】
- ㈲サンブルーム（化粧品）　04-7129-0132
- POLA Dear. Smile 茂原店　0475-47-3300

【その他】
- 丸菱産業㈱（健康器具）　03-3513-7756

特約店事業

くらしに役立つ様々な提携先を組合員割引や特典付きでご利用できます。ご利用の際は学生協組合員証をご提示ください。（各社情報は学生協ホームページでご案内しています。）

【住宅関係】

住宅関連メーカー28 社（ホームページ参照）。注文住宅や分譲住宅（戸建・マンション）リフォームまで、技術、品質、サポート体制においても安心できる会社と提携しています。家造り・リフォーム等をお考えの方は展示場に行く前に学生協にご相談ください。

【セレモニー関係】

㈱セレモ　㈱十全社　ＳＯＵセレモニー㈱（博全社・アスカ）　高橋式典（有限会社むなかた）
㈱メモルアルアートの大野屋　ライフケア（ライフクリエイト）　㈱プレア
小さな森の家（株式会社金宝堂）

【石材・墓石・仏具】

須藤石材株式会社　株式会社大道石材　㈱墓地情報センター　㈱はせがわ

【その他】

㈱ＪＣＭ（愛車買取）　ヒマラヤ（スポーツ用品）　紳士服のコナカ（紳士服・婦人服他）
洋服の青山（紳士服・婦人服他）　株式会社ＡＯＫＩ（紳士服・婦人服他）　メガネスーパー
㈱エーアイディー（カリモク家具）　ミネシマ家具（家具）　アート引越センター㈱
ザ・グランリゾート（宿泊・全国各地）　㈱ステップフォワード（オンライン英会話）

各店の最新情報や組合員割引・特典などの詳細は学生協ホームページをご覧ください。

千葉県学生協　検　索　**https://www.jcgsk.com**

学生協に加入して「学生協マイページ」をご登録いただくと、さらにお得な情報やサービスが受けられます。

一般財団法人教職員保険センター

生命保険　損害保険

団体扱に加入しませんか？

優良保険会社　7社　をお取扱い

日本生命　第一生命　住友生命　朝日生命　明治安田生命　オリックス生命

あいおいニッセイ同和損保

教職員（本採用）の方を対象とした保険料の集金事務団体です。

★ 個人で契約（お支払い）するより保険料が割安！
★ 保険料は給料からの引き去りのため便利！

※ 団体名は「一般財団法人千葉県教育会館維持財団」となります。
※ 明治安田生命は、小・中学校の教職員のみ対象となります。

【ご契約者限定の特典】

社会貢献型職域販売サイト
CLOSED Mart
「お買いもの」＝「社会貢献（ロス削減＋寄附）」
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

〈クローズドマート〉
賞味期限の短くなった食品や型落ち製品等の商品を安価に提供しています。
※当センターでは、ご契約者を職域の範囲としております。
※(株)ファーストクラスが運用しています。

【各保険会社のツールを紹介】

当センターのホームページでは、各保険会社の社会貢献活動を目的としたツールを紹介しております。ほとんどが無料でご利用いただけます。授業の一環として活用できるツールをはじめ、教職員の皆様にお役に立てる内容となっております。

一般財団法人教職員保険センター　TEL　043-227-6626
URL：https://ks-hokencenter.jp/

生年・年齢・西暦・十干十二支対照表

生年	年齢	西暦	十干十二支
大正 14	100	1925	乙 丑
昭和 元	99	1926	丙 寅
2	98	1927	丁 卯
3	97	1928	戊 辰
4	96	1929	己 巳
5	95	1930	庚 午
6	94	1931	辛 未
7	93	1932	壬 申
8	92	1933	癸 酉
9	91	1934	甲 戌
10	90	1935	乙 亥
11	89	1936	丙 子
12	88	1937	丁 丑
13	87	1938	戊 寅
14	86	1939	己 卯
15	85	1940	庚 辰
16	84	1941	辛 巳
17	83	1942	壬 午
18	82	1943	癸 未
19	81	1944	甲 申
20	80	1945	乙 酉
21	79	1946	丙 戌
22	78	1947	丁 亥
23	77	1948	戊 子
24	76	1949	己 丑
25	75	1950	庚 寅
26	74	1951	辛 卯
27	73	1952	壬 辰
28	72	1953	癸 巳
29	71	1954	甲 午
30	70	1955	乙 未
31	69	1956	丙 申
32	68	1957	丁 酉
33	67	1958	戊 戌
34	66	1959	己 亥
35	65	1960	庚 子
36	64	1961	辛 丑
37	63	1962	壬 寅
38	62	1963	癸 卯
39	61	1964	甲 辰
40	60	1965	乙 巳
41	59	1966	丙 午
42	58	1967	丁 未
43	57	1968	戊 申
44	56	1969	己 酉
45	55	1970	庚 戌
46	54	1971	辛 亥
47	53	1972	壬 子
48	52	1973	癸 丑
49	51	1974	甲 寅
50	50	1975	乙 卯

生年	年齢	西暦	十干十二支
51	49	1976	丙 辰
52	48	1977	丁 巳
53	47	1978	戊 午
54	46	1979	己 未
55	45	1980	庚 申
56	44	1981	辛 酉
57	43	1982	壬 戌
58	42	1983	癸 亥
59	41	1984	甲 子
60	40	1985	乙 丑
61	39	1986	丙 寅
62	38	1987	丁 卯
63	37	1988	戊 辰
平成 元	36	1989	己 巳
2	35	1990	庚 午
3	34	1991	辛 未
4	33	1992	壬 申
5	32	1993	癸 酉
6	31	1994	甲 戌
7	30	1995	乙 亥
8	29	1996	丙 子
9	28	1997	丁 丑
10	27	1998	戊 寅
11	26	1999	己 卯
12	25	2000	庚 辰
13	24	2001	辛 巳
14	23	2002	壬 午
15	22	2003	癸 未
16	21	2004	甲 申
17	20	2005	乙 酉
18	19	2006	丙 戌
19	18	2007	丁 亥
20	17	2008	戊 子
21	16	2009	己 丑
22	15	2010	庚 寅
23	14	2011	辛 卯
24	13	2012	壬 辰
25	12	2013	癸 巳
26	11	2014	甲 午
27	10	2015	乙 未
28	9	2016	丙 申
29	8	2017	丁 酉
30	7	2018	戊 戌
令和 元	6	2019	己 亥
2	5	2020	庚 子
3	4	2021	辛 丑
4	3	2022	壬 寅
5	2	2023	癸 卯
6	1	2024	甲 辰
7	0	2025	乙 巳

（注）この表の年齢は、誕生日以後の満年齢を示します。
誕生日前の人は上表年齢から１を引いて下さい。

事業等のお問い合わせ先

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会
〒260－8629 千葉市中央区中央4-13-10(千葉県教育会館新館8F)

T E L	043－223－4119・4120・4141
F A X	043－224－6763
HPアドレス	**https://www.chibagojo.or.jp/**
X(旧 twitter)	**ID：@chibagojo**

千葉県教育庁企画管理部福利課
公立学校共済組合千葉支部
〒260－8619 千葉市中央区市場町1-1 (県庁中庁舎 9F)

共済掛金	043－223－4114
貸付	043－223－4122
退職手当	043－223－4115
年金	043－223－4116
公務災害・児童手当	043－223－4117
短期給付・組合員証	043－223－4118
保健・厚生事業	043－223－4121
教職員住宅	043－223－4123
FAX（共通）	043－227－5409
HPアドレス	https://www.kouritu.or.jp/chiba/

宿泊･宴会･会議等のお問い合わせ先

ホテルポートプラザちば（千葉宿泊所）
〒260－0026 千葉市中央区千葉港8－5

T E L	043－247－7211
F A X	043－247－2811
HPアドレス	**https://www.portplazachiba.com/**